

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録 (13 年 1 定)			
日 時	平成 13 年 3 月 16 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 41 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	次木委員長、佐々木 (勝) 副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木 (政)・斉藤 (陽) 各委員		
説明員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に見楚谷委員、北野委員をご指名いたします。

お諮りいたします。

当委員会に付託された請願第42号「日米地位協定の見直しを求める意見書提出方について」は、提出者及び紹介議員から訂正したい旨の申出がありましたので、別紙お手元配布のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

○（総務）宮腰主幹

「小樽市新行政改革実施計画第2次改訂について」（資料に基づき説明）

小樽市新行政改革実施計画を第2次改訂とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、内容についての修正・変更等はなく、さきにご報告いたしました案と同一のようになっております。今後、この実施計画に基づく実施項目の実現に向けて取り組んでまいります。

○財政課長

それでは、私の方から2点ご報告をさせていただきます。

まず、21世紀プラン第2次実施計画を踏まえた今後の収支試算についてご説明をいたします。

資料の「新たな今後の財政収支試算」の2枚目をまずお開きいただきたいと思います。

この試算につきましては、昨年の第4回定例会の総務常任委員会でご報告いたしました財政健全化計画の中の中期収支と同様の決めにより、平成13年度予算案及び21世紀プランの第2次実施計画を踏まえて新たに試算したものであります。

前回の試算との大きな違いでございますけれども、前回は、例えば13年度以降の普通建設事業費を12年度と同額とするなど、12年度予算をベースとして試算したわけでありましたが、今回は、第2次実施計画を盛り込み、実施計画にない経常費等は13年度予算をベースとして試算したところであります。

なお、16年度以降は実施計画がございませんので、普通建設事業費などにつきましては15年度と同様の事業といたしております。

具体的な表のご説明に入りますが、まず、一番下の差し引き欄をごらんいただきたいと思います。

12年度は、今定例会に提案させていただいております最終補正予算ベースで12億6,800万円の実質的な収支不足となっており、これにつきましては、財政調整基金及び減債基金の取り崩しにより補てんをいたしております。

以下、13年度以降も、単年度収支の不足を明らかにするために、基金の取り崩しなどは考慮しない形となっておりますが、12年度から17年度までの収支不足の合計は73億2,500万円になり、前回の試算と比べまして1億7,500万円の増加となっております。

それぞれの区分ごとの試算に当たりましての前提条件は3枚目に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じますが、ここでは、特に、前回の試算との違いを中心にご説明をさせていただきます。

まず、市税につきましては、基本的な試算方法は変わっておりませんが、平成13年度の見込みが前回の試算より4,000万円ほど増えたことにより、17年度までのトータルとして1億7,000万円ほどの増となっております。

地方交付税は、伸び率を5%とするなど、基本的な見方は変えておりませんが、平成13年度からその一部がいわゆる赤字地方債と呼ばれる起債に振りかわることとなったことなどから、17年度までのトータルとして、およそ57

億円減ってございます。その分は、そのまま、右下の市債の欄で増える形となるわけではありますが、実施計画に基づいた普通建設事業費の減などにより、トータルの市債が減っておりますので、市債は、前回の試算より、およそ33億円の増となっております。

上へ戻りまして、国、道費分でございますけれども、これにつきましては、歳出に伴う所要額を計上いたしております。

人件費についてであります。13年度予算計上人員の減少などにより、17年度までのトータルとして8億円ほど減少し、扶助費は、13年度予算額をもとに計算し直した結果、17年度までのトータルで11億円ほどの減となっております。

普通建設事業費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、15年度までは実施計画をもとに、16年度以降は15年度と同額として試算いたしました。

最後に、繰出金であります。ごらんのとおり、介護保険や下水道会計への繰出金の増により、13年度で大きく増えております。前回の試算では、基本的に12年度と同額といたしましたので、この差が大きく響き、17年度までのトータルで、およそ27億円の増となっております。

総体的に申し上げまして、繰出金の大幅な増や、人件費、普通建設事業費の減などもありましたが、冒頭に申し上げましたとおり、17年度までの収支不足全体としては大きくは変わらない結果となりましたので、計画中の今後の取組につきましては、当面そのまま進めてまいりたいと考えておりますけれども、以前に申し上げましたとおり、今後の収支動向などを見ながら、適宜、取組内容につきましても検討を加えてまいりたいと考えております。

引き続き、もう一点、このたび作成いたしましたバランスシートについてご説明をいたしますので、「バランスシートについて」という資料の2枚目をごらんいただきたいと思います。

このバランスシートは、以前にも申し上げましたが、昨年3月に旧自治省の研究会が示した方式に基づきまして、平成11年度までの決算資料をもとに作成したものでありまして、一般的に自治省方式と呼ばれているものであります。

まず、このバランスシートで対象といたしますのは、全会計ではなく、普通会計という全国共通の会計概念でありまして、平成11年度の本市の決算に当てはめると、およそ、一般会計に住宅事業特別会計と中央通土地区画整理事業特別会計を加えた規模となります。

また、基本的な作成方法であります。ただいま申し上げました普通会計の毎年度の決算書類などから計数を拾うこととなっており、対象年度は、今回の場合ですと、昭和44年度から平成11年度までとなっております。

主な項目についてご説明いたしますと、まず、左側の借方の資産の部の有形固定資産でありますけれども、これは、総務費等の区分ごとに、対象年度内における建設事業費の累計から、土地以外は一定の耐用年数から導いた減価償却費を控除した額を計上いたしております。したがって、基本的には、あくまで、投下した事業費をもって資産価格といたしてありまして、実際の資産評価等に基づくものとはなっておりません。

投資等流動資産につきましては、それぞれの区分ごとの11年度末残高及び未収金であります。

次に、右側の貸方あります。まず、固定資産の中の地方債につきましては、普通会計に属する起債の11年度末元金残高のうち、翌年度の12年度に償還する額を除いた13年度以降に償還する額が計上されております。その翌年度に支払う額は、中段の流動負債の翌年度償還予定額欄に記入されております。

固定資産に戻りますが、(2)の債務負担行為は、12年度以降の支出予定額を示しておりますし、(3)の退職給与引当金は、普通会計に属する職員が仮に今全員退職すると仮定した場合の理論上の退職金の相当額を引当金として計上いたしております。

飛びまして、最後に、正味資産であります。通常の場合ですと資本と呼ばれる部分となりますけれども、公共団体に資本という概念がそぐわないことから、このような表現をとったと聞いております。

国庫支出金、都道府県支出金は、最初にご説明いたしました有形固定資産の取得に当たって交付された補助金等の累計であります。

それから、最後の方になりますが、一般財源等とありますけれども、これは、最後に歳入のバランスをとるために設けられました、この方式独特の欄であります。つまり、実際の作成上は、借方の一番下の資産合計が出た時点で、貸方の一番下の負債・正味資産合計を同額に記入し、貸方の固定負債から、都道府県支出金などを合計したものと、合計との差額を一般財源欄に記入する仕組みとなっております。

なお、枠外にあります債務負担行為に係る保証等とは、債務負担行為を設定していて、まだ工事などが完成していないものや、同じく債務負担行為を設定している補助金等で今後支払うべき額を計上いたしております。

以上がバランスシートの内容であります。現時点では、あくまで、どの団体でもつくれること、また、団体間の比較ができることを当面の目標としてつくられたものでありますので、今後、この分析の仕方や他の財務情報の公開の手法についてさらに研究が進められていくものと思われますので、本市といたしましても、その動きを注視してまいりたいと考えております。

○（企画）濱谷主幹

このほど、小樽市総合計画の第2次実施計画を策定いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、1ページ、「第1章 計画の考え方」でございますが、計画の策定の趣旨といたしまして、この計画は、「市民と歩む 21世紀プラン」における基本構想で示した施策の展開方向を踏まえ、基本計画に定めた施策の具体化に向け、平成10年度から12年度までの第1次実施計画に引き続き、3年間で実施すべき事業を計画的かつ効率的に推進し、市の行政運営の短・中期的な指針としての役割を果たすものです。

また、社会経済環境の変化に伴う行政需要や市民ニーズ、さらには本市の厳しい財政状況を踏まえながら、事業の継続性や緊急性、事業効果などを勘案しながら、「市民と歩む 21世紀プラン」の実効性を確保することを目的として策定したものであります。

次に、2番目の「計画の期間」でございますが、平成13年度から15年度までの3カ年といたしました。

次に、2ページをお開きいただきます。

3の「計画の基本的事項」でございますが、（1）としまして、対象とする事業は、第1次実施計画同様、基本的に市が実施主体となって行うものとし、国や道、民間等の事業につきましては、市負担の伴うものを取り上げました。

（2）と（3）の「計画の組み立て」「事業費のあらわし方」につきましては、第1次実施計画と同様でございます。

次に、3ページでございますが、4の「計画の推進にあたって」の（1）の「3年間に実施する主な事業」でございますが、本実施計画の総事業費は551億2,903万円であり、施策の大綱の五つのプランごとの3年間に実施する主な事業は、「はぐくみ 文化・創造プラン」では、菁園中学校の校舎等増改築、教育用コンピュータの整備、図書館業務OA化の推進、サッカー・ラグビー場の整備、パークゴルフ場の整備などとなっております。

次に、「ふれあい 福祉・安心プラン」では、地域子育て支援センターの開設、延長保育、産休明け保育など多様な保育サービスの充実、（仮称）新赤岩保育所の建設、重度身体障害者医療支援事業として、リフトつき自動車の購入等、機能訓練事業の促進、コミュニティーセンターの整備、住民基本台帳ネットワークシステムの整備などとなっております。

次に、「うるおい 生活・快適プラン」では、上下水道料金収納窓口の拡大、バリアフリー等住宅改造資金の貸付、勝納住宅の建設及びオタモイA団地の調査・設計、消防朝里出張所の移転・新築、廃棄物中間施設の整備への調査及び分別収集の拡大などとなっております。

次に、4ページをお開きいただきます。

「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、塩谷、祝津漁港の整備、地場産業振興事業として、（仮称）小樽まち育て情報センター運営費補助など、商店街近代化施設整備の促進など各種助成・支援、国際観光推進などとなっております。

次に、「にぎわい 都市・形成プラン」では、小樽港中央地区再開発事業、大型荷役機械の整備など港湾機能の強化、対岸貿易の推進など小樽港の利用促進、小樽港縦貫線の拡幅整備、中央通地区土地区画整理事業の推進、旧手宮線跡地の活用などとなっております。

次に、（２）の「検討を必要とする主な施策・事業などの取扱いについて」でございますが、ここでは、中学校適正配置計画実施計画に基づく用途廃止後の中学校の跡利用など、今後検討を必要とする事業の取扱いにつきまして、本実施計画期間内に計画の具体化が図られた場合に、事業の計画的な推進に努めていくこととしております。

また、近年の地方自治体を取り巻く環境の急速な変化の中で、本実施計画期間内に新たに必要となる事業が生じた場合には、その緊急性や事業効果を勘案し、事業の計画的な推進も含め、弾力的に対応していくこととしております。

次に、５ページの「第２章 実施計画事業費総括表」でございますが、１の「重点・創造プログラム集計表」と、２の「施策の大綱集計表」から成っております、それぞれ３カ年の事業費の合計額と財源の内訳を掲載しております。

なお、１の「重点・創造プログラム」につきましては、２の「施策の大綱」から関係する事業を再掲したものであります。

次に、６ページから１７ページの「第３章 重点・創造プログラム」、それから１８ページから７３ページまでの「第４章 施策の大綱」につきましては、それぞれ、施策の体系に沿って、事業名、事業概要、事業費、実施年度を掲載しております。ここには、３６１事業名、４９３事業を掲載しておりますが、「第３章 重点・創造プログラム」につきましては、「第４章 施策の大綱」から関係事業を再掲したものでございます。

各事業費につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、継続事業につきましては、基本的に平成１３年度ベースでの事業規模といたしました。

新規事業につきましては、事業の必要性や緊急性、事業効果、さらには熟度を検討したほか、現在試行として行っております事務・事業評価システムの事前評価による、対象、目的、手段の妥当性の分析を行っております。

なお、各事業の内容説明につきましては省略させていただきます。

○（学教）総務課長

お手元の「総務常任委員会資料」をごらんいただきたいと思います。

本年１月１０日開催の小樽市教育委員会第１回臨時会で、小樽市立学校管理規則の一部を改正いたしましたので、ご報告申し上げます。

第８条「職員会議」につきまして、第１項「校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を行う。」、第２項「職員会議は、校長が主宰する。」、この規則につきましては本年１月２５日から施行しておりまして、改正理由といたしましては、学校教育法施行規則の一部が改正されまして、新たに職員会議に関する規定が設けられたことに伴いまして、その趣旨を踏まえ、所要の改正を行ったものであります。

なお、公布日につきましては１月１５日ということになっております。この周知につきましては、１月１６日に臨時校長会を開催いたしまして、周知したところであります。

○（学教）施設課長

市内小・中学校のＰＣＢ使用照明器具の交換工事の進捗状況等についてご報告を申し上げます。

市内小・中学校のＰＣＢ使用照明器具の設置台数について冬休み期間中に調査をしたところでございますが、１月１５日にその調査を終えたところです。

使用台数であります、小学校6校 221台、中学校8校 310台、合計 531台となっております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全確保の観点から、対象校に対し、取扱上のマニュアルなどを配布し、注意の喚起を行うとともに、早急に安全な器具への交換が必要との判断に立ち、1月15日から取替工事を進めておりますが、その工事も去る3月15日に終えたところでございます。

また、交換工事期間中の1月15日午後2時40分ころ、幸小学校職員室の蛍光灯1基から突然煙が出て、異臭を伴う液体が座席に置いてあった男子教諭のセーター及びジャケット類に付着したと学校長から連絡を受けました。直ちに現場へ急行し、器具を取り外し、付着物、コンデンサーをビニール袋に回収し、当日午後4時から職員室の蛍光灯を交換いたしました。

この学校につきましては、器具の交換工事中であり、職員室は1月22日の予定でありました。幸いに人的被害はなかったと報告を受けましたが、器具が特別仕様のため、日数を要し、交換前に漏れたものでございます。

○社会教育課長

私の方からは2点ご報告させていただきます。

まず、旧手宮機関車庫の取組についてご報告させていただきます。

旧手宮機関車庫は、明治18年に建設された現存する日本最古の機関車庫で、北海道の鉄道発祥の地にある貴重な文化遺産であります。昨年、文化庁より、この貴重な文化遺産を国の重要文化財に指定したい旨の意向が示されました。

小樽市は、国の文化財指定を受けるべく、旧手宮機関車庫の所有者でありますＪＲ北海道に対し、当該建物を無償譲渡して下さるよう依頼をいたしておりましたが、去る2月21日付け文書で、無償譲渡を承諾する旨の回答をいただきました。

現在、譲渡契約書を取り交わすための事務を進めているところですが、譲渡完了後、文化庁の調査等、諸手続を経まして、本年秋の国の文化財審議会に諮られ、国の重要文化財の指定に向け、その事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの窓口の一元化についてご報告させていただきます。

放課後児童クラブは、帰宅しても保護者がいない小学1年生から3年生を対象に、現在、市民部、福祉部、社会教育部の3部において22クラブを開設しております。新行政改革実施計画に児童クラブの窓口の一元化が位置付けられており、また、議会などからもご指摘をいただいているところであります。

3部で協議を重ねた結果、一気にすべてを一元化することは難しいことから、まず1点目といたしまして、新年度から、一番多くの児童クラブを運営している社会教育部がこの事業を所管することといたしました。

2点目といたしまして、3部で構成する放課後児童クラブ庁内連絡会議を設け、社会教育部に事務局を置き、情報の交換、問題の解決等に当たることといたしました。

3点目といたしまして、銭函サービスセンターの2階で開設している児童クラブにつきましては、社会教育部に移管して運営することといたしました。

4点目といたしまして、当面する共通事務である入退会手続、スポーツ安全保険への加入手続等については社会教育部で処理することといたします。

5点目といたしまして、今後の取組課題となりますが、福祉部で運営している塩谷児童センターと稲北児童館で開設している児童クラブにつきましては、児童館の業務と放課後児童クラブの業務を一体化して行っており、両業務を分離独立させることができないこと、また、市民部女性センターで開設しております児童クラブにつきましても、女性センターの本来業務であります託児業務と放課後児童クラブの業務を一体化しておりまして、両業務を分離独立させて運営することは難しいことから、当面は現行のまま運営することといたします。

○図書館長

図書館の開館時間の延長についてご説明いたします。

図書館の開館時間の延長につきましては、本委員会においてご意見、ご指摘をいただいていたところですが、アンケート調査を初め、関係機関と協議を重ねてまいりました。その結果、勤労者や学生により利用しやすい施設とするため、新年度より、火曜日、木曜日について、現行9時30分から午後6時までを、9時30分から午後7時とし、それぞれ1時間延長開館することとなりましたので、ご報告いたします。

なお、周知方法といたしましては、広報「おたる」、各報道機関、図書館だより「しらかば」、館内掲示板等によって図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次、説明を願います。

議案第33号。

○市民税課長

議案第33号についてご説明いたします。

小樽市税条例の一部を改正する条例案についてでありますけれども、従来、配当控除を適用しない旨規定しておりました地方税法附則第5条第3項が租税特別措置法第9条第1項に移行整備され、地方税法から削除されましたので、同様の規定の市税条例附則第8条第2項を削除するものであります。

なお、納税義務者におけるこの部分に対する配当控除につきましては、改正前と代わるものではありません。

○委員長

次に、議案第36号。

○（総務）総務課長

議案第36号小樽市公害防止条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

商法等の一部を改正する法律が平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日から施行されますが、この法改正により、会社分割制度が新設されました。この制度は、法人が分割した場合において、分割会社に対する法的な地位の承継を認めるものであります。

このため、現行の法人の合併等による許可等に基づく地位の承継の規定を改正するため、公害防止条例を初めとする関係条例5件について一括改正するものであります。

○委員長

次に、議案第41号について北野委員より説明願います。

○北野委員

議案第41号小樽市非核港湾条例について簡単に説明いたします。

これまで2回にわたって提案させていただきましたが、ご理解を得られないでいたところですが、2月に入港予定だったジョン・S・マッケインは、ご承知のとおり、ハワイ沖での「えひめ丸」の事故の衝撃で、アメリカが小樽に入ることを遠慮した。そういう予期しない出来事で入港は先送りされたというふうに聞いております。

しかし、今の時点で、小樽市長が米艦船の入港に当たって三つの検討事項を設けておりますが、代表質問その他でも申し上げて指摘したところですが、この三つともに、核兵器を積んだ外国艦船の入港を阻止し得ないというものになっています。

したがって、市長のそういう検討事項では、市民の平和への願い、核兵器廃絶の願いを実現することができない、そういう立場から、日本共産党として、条例をつくって、そこに書いてありますとおり、核兵器を搭載した艦船の小樽入港をきっぱりと阻止する、そういう保証を確立したいということから提案させていただきました。

なお、我が党も支持をしておりますが、私たち日本共産党が加入している原水爆禁止小樽協議会とは別に、非核平和条例制定を求める市民の会というのが結成され、運動が進められています。そこの代表の方からお話を伺って

いるわけですが、どういう条例をつくるかということについていろいろ議論を重ねているそうでありますけれども、平和条例一般ということではなくて、特定したものにしていこうということでの話も最近盛り上がってきている。つまり、平和条例ということであれば、海も陸も一体となるわけです。我が党の提案は、小樽に少なくとも核兵器を積んだ船を入れない、この1点で一致する人たちが力を合わせられる、そういう目的であります。

どうか、こういう世論の動向にも注意を払っていただいて、各会派の皆さん方には、時宜にかなったものということでぜひご理解をいただいて、賛成をお願いし、提案説明を終わります。

○委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、自民党の順といたします。

共産党。

○新谷委員

放課後児童クラブについて

初めに、放課後児童クラブについてお尋ねします。

前回の予算委員会でもお聞きしましたが、新年度の申込みが定員を超えている桜、幸、高島小の子供の受入れ状況はどうですか。

○社会教育課長

先日の新谷議員のご質問にもお答えしましたが、平成13年度の入会申込者が3校で定員をオーバーしているということで、それぞれ学校の方に何とか工夫して教室を確保していただけないかという要望をしておりましたところ、過日、桜小学校を初め、残りの学校の方からも協力していただける旨の回答をいただきましたので、私たちといたしましては、今後、庁内の関係部局とも協議をしながら、できるだけ早い時期に開設して、受入れをしていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

それは大変よかったと思います。

それで、今度は時間の問題なのですけれども、現在は4時半で閉まっていますね。総務庁が、前回、95年に実施した調査では、北海道の6歳から9歳の児童のうち、親が働いている児童数は全体で32.9%なのです。これは小樽市の場合はどうなっていますか。実態は調べていますか。そういうものは出ていますか。

○社会教育課長

放課後児童クラブに通ってきている子供の保護者の方といいですか、ご両親の方といいですか、そういう方については、私たちの方では実態調査というのはいしておりませんので、申しわけありませんけれども、その実態というのはいわかりません。

○新谷委員

今、課長は、放課後児童クラブに来ていた子供の親の実態は調べたことがないと言いましたけれども、予算委員会の答弁でもありましたが、今、経済的な不況で働かざるを得ないという人も増えています。

それで、4時半に子供が学校を出て、家に帰って、親が帰ってくるまでの間、家に置いておくのはすごく不安だという声を聞いているのです。ぜひ、保護者の労働時間がどうなっているかということ調査すべきだと思うのですが、いかがですか。

○社会教育課長

確かに、いろいろ状況も変わってきていることはあると思いますので、親御さんの働いている状況とあわせて、逆に、子供たちの方も、現在、聞くところによると、3時半ぐらいを過ぎると、習い事だとかスポーツで帰られる

子供さんもかなりいるということも聞いていますので、その辺も含めて、どういう形でやるかは別にしまして、どのような形で調査するかということも検討して、実施するような方向に持っていきたいと思います。

○新谷委員

ぜひ調査をお願いいたします。

それで、少なくとも5時までやっている自治体が多いのですけれども、他都市の状況を教えてください。

○社会教育課長

私どもで調べたものではありませんけれども、先般、岩見沢市で放課後児童クラブの実施状況について道内34市を調べて、その結果を私どもの方にも送っていただいたものがありまして、それによりますと、まちまちなのですが、5時というのが圧倒的に多くて、その次に6時というのもありますし、4時半というのは3市ぐらいあるのですけれども、少ない方かなと思います。

○新谷委員

保育所でも、今、延長保育ということが随分言われています。放課後児童クラブというものも少子化対策の一環だと思うのですけれども、最低でも、今の4時半を5時までに延ばすべきだと思うのですが、どうなのですか。

○社会教育課長

先ほども申し上げましたけれども、いろいろ社会の状況が変わってきているということがありますので、そういう意味からいくと、従来は、学校の管理運営に支障を来さないという範囲の中でお借りをして運営してきたという経過があるのですが、今申し上げましたように、状況が変わってきておりますので、その辺は、今後、考え直すといえますか、検討して、仮に5時にするとすれば、どのような問題点があるのか、その辺の課題の洗い出し等を行って、検討をしていきたいと思います。

○新谷委員

ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

それで、今回、陳情も出ていますけれども、この中で、直通電話の設置という要望事項がありますね。直通電話についてはどのような計画を持っていますか。

○社会教育課長

私たちは、今、18校でやっていますけれども、そのうち8校は直通電話をつけております。これまでも、今言われたような形で、何かの改築をするとか新しくつくるときには、学校にできるだけ迷惑をかけないような形で運営していくということで直通電話をつけてきているわけですが、これにつきましては、今後、特に児童数の多いところから、できれば計画的に設置するように準備を進めたいと思います。

○新谷委員

次に、指導員の問題なのですが、以前、研修についての質問をいたしました。その後どのように改善されていますか。

○社会教育課長

いつかは忘れましたが、1年ぐらい前だったでしょうか、新谷議員からそういうご質問がありまして、市民部の方では実施しているということで、市民部の方から情報をもらいまして、私たちの方は、今年度から、社会教育課、学校にいる放課後児童クラブの指導員の方に研修に参加していただいております。

○新谷委員

それで、障害児なのですが、21世紀プランでは、第2次実施計画の中で特学での障害児教育の充実を言っていますね。放課後児童クラブにも入りたいという希望の人はいないのですか。

○社会教育課長

これまでに、何人か、障害を持った方も放課後児童クラブに入りたいという希望はないわけではなかったのです

けれども、そのとき、私たちの方は、現在は受入れ体制として障害児まで受け入れることはできないということで、一つの目安として、特殊学級に通っているお子さんについてはご遠慮していただき、普通学級に通っている方については、障害がないにかかわらず、現行の中で、指導員が面倒を見ていけるという状況であればお預かりをするということで、これまでも、筋ジストロフィーで車いすに乗っている方も預かった例はございます。

○新谷委員

特学に通っている子供さんは遠慮してもらおうというのはどういうことですか。

○社会教育課長

現行は、児童17人に対して指導員1人、18人を超えると2人という形でやっていくという中で、現体制の中で特殊学級に通われている子供さんをお預かりするのは非常に難しいというぐあいに判断しているところでございます。

○新谷委員

差別をしてはいけないと思うのですけれども、それであれば、指導員を増やすなりして対処していくべきではないですか。

○社会教育課長

障害児の方を放課後児童クラブでお預かりするというのをどんな形でやったらいいのかという技術的な部分はあるかと思いますが、いずれにしても、障害児の方も同じように扱っていくというのが本来の筋だと思いますので、この問題については、これからの大きな検討課題といえますか、そういうふうにさせていただきたいと思っています。

○新谷委員

検討していくということですが、ぜひ前向きな形でお願いいたします。

それから、いろいろな理由で働く人が増えていて、放課後児童クラブへの希望者が多くなってきますよね。今は、学校の余裕がなくても、あけてもらって使っているという状態なのですが、そうすると、学校教育本来の目的というものがだんだんできなくなることもあると思うのです。例えば、今年は、ランチルームですか、そういうものも計画していますよね。

そういう形でやると、本来、児童福祉法でいくと、児童厚生施設等を利用するというふうに言っています。エンゼルプランでは、平成20年度までに5カ所の児童会館建設の目標を立てていますが、これは企画に聞きたいのですが、放課後児童クラブは少子化対策の一つですから、こういうことになると、児童館の問題が大きくなってくと思うのです。

ところが、先ほどいただいた計画を見ると、児童館の建設というのは、ただ調査検討になっているのです。プランの中では少子化対策を進めるというふうにはっきりうたっていますので、そういう点では、児童館の建設ということの本気になって考えなければいけないのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○（企画）濱谷主幹

確かに、児童館の整備につきましては、今回出されました21世紀プランの実施計画でも、「ふれあい 福祉・安心プラン」の中で、「児童館開設に向けた調査、検討」という形で、事業費等は載せないという形になっております。

それで、児童館につきましては、基本的にはコミュニティセンターに併設するという考えがございまして、今回、21世紀プラン実施計画にも、コミュニティセンター1カ所、東南地域にということで載っておりますので、この中でまず1カ所をというような考えがあります。具体的には内容はまだ決まっておりませんが、そういう方向であります。

そして、福祉の方の児童館の調査検討については、それとあわせて、今後どういう形で増やしていくかということで、エンゼルプランでも、たしか目標年次が平成20年だと思いますけれども、5カ所設置というような目標もございまして、その目標に向けて、どういう形で設置していくかということを検討していくということでござ

います。

○新谷委員

検討だけで終わらず、ぜひ予算をつけて建てていただきたいと思います。

21世紀プランについて

第2次実施計画では、事業費が第1次実施計画よりも少なくなっているわけですが、この理由はどういうことですか。

○（企画）濱谷主幹

今回の2次実施計画は1次に比べて事業費が減っているということでございますが、この要因としましては、1次の実施計画では大きな事業がありました。例えば、稲北とか築港関係、それから小樽港の中央地区の整備計画ですが、そういったような大きな事業が今回はないということが影響しております。

それから、福祉関係でございますけれども、介護保険関係なのですが、今度の実施計画では、介護保険の關係の事業は入っておりません。介護保険は全部移行したということで、それも減額になっておりますので、そういったようなことが影響して1次よりは大幅に減額されているということでございます。

○新谷委員

第1次の事業費が809億5,382万円だったのですけれども、この計画の達成率というのはどのようになるのですか。

○（企画）濱谷主幹

進捗率というか、達成率でございますけれども、平成12年度の最終的な決算はまだ出ておりませんが、現時点では、全体的に見まして、事業費ベースで93%の進捗率というふうになっております。

○新谷委員

残りの7%というのはどういうものですか。

○（企画）濱谷主幹

この7%といいますのは、各大綱別に、「はぐくみ 文化」「ふれあい 福祉」というふうにございますけれども、それぞれその達成率を見ますと、例えば、「はぐくみ 文化・創造プラン」では107%、「ふれあい 福祉・安心プラン」では100%、「うるおい 生活・快適プラン」では102%、「ゆたかさ 産業・活力プラン」が78%、「にぎわい 都市・形成プラン」が90%というような形で、これをトータルした形で93%というふうになっております。

それで、「ゆたかさ 産業・活力プラン」が78%ということで、数字が100%から離れているわけですが、これにつきましては、融資関係でかなり需要が少なかったということで、事業費が落ちているという数字になっております。

○新谷委員

21世紀プランの当初の計画で、人口目標は16万人でよろしいのですか。

○（企画）濱谷主幹

人口目標については、2007年、平成19年で16万人の目標という形で見ております。

○新谷委員

第1次実施計画の10年から今までの人口の推移はどのようになっていますか。

また、そのうち生産年齢人口の比率はどうなっていますか。

○（企画）濱谷主幹

平成10年が15万4,504人、11年が15万3,284人となっております。それで、11年と12年を比較いたしますと959人の減となっております。

それから、年齢別の人口でございますけれども、生産年齢人口は15歳から64歳まででございますが、平成12年12

月末では9万9,010人ということになっています。

○新谷委員

10年から12年の比率の推移を教えてください。

○（企画）濱谷主幹

10年と11年を比較いたします。

15歳から64歳まで、10年が10万2,525人、平成11年が10万1,211人で、人口全体に占める割合は、10年が66.36%、11年が65.95%というふうになっています。

○新谷委員

12年はどうですか。

○（企画）濱谷主幹

12年は、15歳から64歳までは9万9,010人で、比率が65.3%というふうになっております。

○新谷委員

人口、生産年齢人口とも減っているわけですね。この理由というのはどういうふうに踏まえているのですか。プランをつくる上で、人口というのはとても大事なことだと思うのですけれども。

○（企画）濱谷主幹

人口減少の要因ということでございますけれども、16万人を目標人口に設定した経過といいますのは、平成7年の国勢調査が15万7,000人ということでございましたので、この人口を基調にいたしまして、現在の人口減に歯どめをかけまして、現状維持を基本にして、いろいろな施策を講ずることによって人口を増やすということで16万人に目標を設定したということでございます。

そういったようなことで、その目標を掲げているのですけれども、残念ながら人口が減っているというような状況でございますが、この要因としましては、小樽の場合、若年層の流出が目立っているということで、ちょうど働き盛りの、学校を卒業した若い人方が小樽から離れていく数が増えているというのが大きな要因ではないか。そのほかにも、少子・高齢化とか、いろいろな要因はございますけれども、特に小樽では若年層の流出が大きな要因ではないかというふうに考えております。

○新谷委員

この分でいくと、21世紀プランの当初の計画と、最終の2007年では大分狂ってくると思うのですけれども、2007年はどのぐらいの推定人口なのですか。

○（企画）濱谷主幹

先ほど申し上げましたように、2007年、平成19年はあくまでも目標値でございます。目標値の16万人ということでございますので、それに向けていろいろな施策を講ずることによって、人口を現状維持あるいは何とか増やしていきたいということで掲げた数字でございますので、これに向けてさらにいろいろな施策を講ずることによって、若年層の定住促進とか、そういったものに努力してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

目標は目標で終わってはいけないと思うのです。絵にかいたもちではだめだと思うのですけれども、この問題は何人もの人が言っているから聞きあきたかもしれませんが、人口を5,000人増やし、しかも、雇用を3,000人増やすということで、過大な設備投資をしたマイカルを誘致してきたわけですね。だけれども、実際には減っている。それであれば、このプランそのものの見直しということが必要だと思うのです。その辺はどういうふうに考えていますか。

○（企画）濱谷主幹

今、第2次実施計画がスタートしまして、中間に向けていくわけでございますけれども、この時点で人口は残念

ながら減っているということで、見直しというお話でございますが、総合計画を10年先の計画ということで目標を立てた以上、今の時点では、目標に向かってさらに努力していくということでございます。

それで、今回も、新年度予算で、ベンチャー企業の育成支援ということで、新たに地場産業の育成という関係で、小樽まち育て情報センターの開設など、人口増につながるような施策も今後積極的に進めていきまして、何とか人口増につながるような形でいろいろな事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

そういうことで若年層の人口流出ということは避けられるというふうにお考えですか。

○企画部長

人口問題につきましては、いろいろとご心配をいただいております、本会議あるいは予算特別委員会の中でも質疑があったわけでございます。

正直に言いまして、人口問題というのはいろいろな要素を抱えているということから、人口を増やすということはなかなか難しい状況にあることは間違いないだろうと思います。国全体の中でも、2007年をピークにして日本の人口は減っていく、こういうふうに言われております。

小樽はその中でどうなるのかということでもありますけれども、これも前々から話がありますように、残念ながら減少の傾向は続くという中で、雇用の間口を増やすということは非常に大事なことだろうというふうに思っております。

一つの例として、先ほども話がございましたけれども、マイカルがあそこに開業したことによって、一つには転出の関係がかなり減少したということ、逆に、転入の方は大体现状維持、こういうふうな状況になったわけで、先ほど言いましたように、平成10年には前年比較で1,000人を切るような人口減少におさまっている、このようなことがございますので、特に、若者定着、あるいは生産年齢人口を増やすためには、雇用枠の拡大というのはどうしても考えていかなければならないと思います。

もう一つは、全道で212の自治体があるわけですが、その中で、先般の国調で人口が増えたところは32ということです。主に札幌周辺、あるいは函館、北見、こういうようなところで増えている傾向がありますけれども、一極集中が進んでいるというようなことも考えられます。

したがって、小樽では、札幌に近いということもありますので、当然、小樽に住んでもらうというようなことも一つの方法として考えていかなければならないというふうには思っております。

いずれにしても、人口の目標については、皆さんのいろいろな意見を集約しながら、小樽は16万人の規模で頑張っていこうと。これは今言った21世紀プランの2007年の目標数値として掲げておりますので、私どももこれに向かって努力をしていかなければならない。それには、先ほど言いましたように、どう具体的に施策にあらわしていくか、こういうことがこれからますます大事になっていくと思います。

○新谷委員

これで終わりますけれども、過大な税金をつぎ込んで誘致したマイカルも思うようにいかなかった。人口も、現状維持というよりも、毎月減っていますよね。ここを厳しく見て、今後は、こういう過大な投資をしていくということも一つ考えなければいけないと思いますので、この点を指摘して、終わります。

○北野委員

行政改革実施計画について

ただいま冒頭に理事者から報告があった順番に沿って、若干伺っていきます。

最初に、行革の実施計画で案が取れて、案の段階と全く同じだということなのですが、庁内での検討会議で特に意見はなかったというふうな説明がありましたね。

それで、部内ではそうかもしれないけれども、部外では、私たちが初め、いろいろ指摘した点があるのですが、それはどう考慮されたのですか。

一つは、学校の適正配置です。私たちは統廃合と同じ意味だと思っていますが、これは行革にはなじまない、なぜこういうものを行革の柱に載せるのだというふうに指摘したのですが、それは案の段階で指摘していたはずなので、これはどう検討されたか。その他、指摘したことがあります、時間の関係で触れませんが、そういうことは、正式決定するまでの過程で検討したのかどうか、お聞かせください。

○総務部長

行政改革の計画を新しくつくる段階で、最初につくった大綱をどうするかという関係、それから、最初から進めてきていた実施計画の考え方をどうしていくかということをいろいろ検討しまして、新たに実施計画をさらに3年間延ばしてやろうということを考えました。

その前に、各部から、新しい実施計画に伴う内容の項目について案を出してもらった。それらを集約した中で、いろいろ各部から出てきたものをまとめ、さらに、今までやってきた実施計画にどういうことを加えていくかというようなことも検討いたしました。その中で、庁内の合意になるような方法をとってきたということです。

今ご意見がありました議会からのご意見ということの絡みも、最初の案の段階でお示ししまして、そういうものを求めていこうというふうにしたわけですが、今の学校の適正配置の関係につきましては、これはもちろん教育委員会とも協議いたしましたけれども、行政改革そのものというのは、経費を節減していくのも大きな目的ですが、行政事務だとか事業についていかに方法を変えて合理的・効果的にやっていくかということも行政改革の一つの大きな意味になるものですから、そういう中で、学校の適正配置についても、行革の中でここに取り入れたということでございます。

○北野委員

案の段階で意見を聞くというから、せっかく意見を申し上げたけれども、全然考慮しないで、おまえの話は聞きたくもないということで却下したというふうに理解しております。こういう聞く耳を持たぬという態度だったらうまくないです。

しかも、教育問題を行革に含めるのはだめだということを言っているのです。何回言っても直らないのです。こういうような政治姿勢ならうまくないということだけを指摘しておきます。

健全化計画の財政収支試算について

次に、2番目に説明がありました健全化計画の財政収支試算について若干お伺いいたします。

課長が説明されました2ページ目の収支試算についてであります。12月4日に示されたものと比較してみますと、先ほどの説明がありましたけれども、別な観点から指摘をすると、重大なことがわかるのです。

一つは、総額では差し引きでそんなに変わらないから、基本はこのとおり進めさせていただきたいという説明があったのですが、特徴は、市税は伸びているけれども、これは自然増ですね。それから、地方交付税は軒並み減っている。これは自民党の方はよく聞いてほしいのですけれども、政府の方は13年度から地方交付税を5%カットしたのです。それを赤字地方債で賄えということになっているのです。これが一番大きなもののなのです。

だから、課長が説明したように、地方交付税、国支出金、これがずっと減っている。だから、国の方は地方自治体に金をよこさないということで、この計画でも、皆さん方も現実的にそれを見て対応する計画なのです。市債の方はどんどんどんどん増えていくということなのです。

それで、歳入の点でそういうことがあるのですが、一方、歳出の方では、人件費はあれだけ削ったにもかかわらず、資料にも出されていますけれども、さらに13年度以降どんどん減らしていく。

それから、扶助費の中身を見ますと、今後増加が見込まれるものということで健全化計画にも示されているし、今度の資料にも出ているのですけれども、扶助費を比較してみますと、生活保護費は増えている。しかし、社会福

祉費などは大幅減になっているのです。こういう点があります。

それから、普通建設事業費は、13年度はご承知の理由で伸びていますが、14年度以降は、前回のものと比較すれば減りっ放しです。これは、結局、金がないから市民のための事業はやらないということがベースにあるのではないかと。財政部長なんかは不満そうだから、後で言ってください。

そういうことになっているということなのです。

だから、私がここまで言えば、何を言わんとするか、聡明な財政部長はおわかりかと思いますが、この中には、病院の建替えとか桃内の焼却場は含んでいないのです。仮に予定どおりにこの事業が着手されたとしても、17年度までの公債費には入ってこないわけです。ああいう巨額の事業が予定されているわけです。

さらに、19年度まで繰り延べになった地方交付税特別会計からの借入の返済の棚上げ、これを今年からやりますよね。19年度からこれを返すということになるのです。こういうものが重なってくると、今もそうですが、これから先も、国から来る地方交付税などは相当厳しいものになる。

こういう中で、さまざまな事業が計画されていくということになると、結局、借金に頼るという傾向がますます強くなっていくのではないかと。思うのです。本当に心配な点です。だから、こういう点で、収支試算について、差し引きしたらほんのちょっとずつ違ってきますと財政課長はうまく説明したけれども、そんなのんきなことではうまくないのではないかと。思うのですが、財政部長の見解をお伺いしたい。

○財政部長

今回、修正という形でお示しをいたしました。委員から今お話もありましたけれども、一部そういう要素も確かにあります。公債費関係で振りかわった部分ですが、これも本会議等でお話をしましたけれども、国、地方ともに、財政状況といいますが、税収関係が非常に悪化してきているという中での財政運営が余儀なくなされているということなものですから、国の言いなりということではございませんけれども、国の制度に沿った中で、地方が財政運営をしなければならないという事情もまたあるということです。

歳出における事業費等の関係につきましては、この3カ年の実施計画を組んだ中で、14年度に相当大きく事業が膨らんできているという中で、15年度以降を試算しているわけです。例を挙げますと、菁園中学校の事業費は14年度にほとんど入ってくるとか、サッカー・ラグビー場とか、そういうものも14年度にほとんど入ってくるものですから、こういう形になって事業費が若干落ちてきている。

これは、いつも指摘がありますけれども、公共事業の見直しといいますが、いろいろな観点の中でのものももちろんありまして、大型公共事業も落ちるということで、こういう推移になっています。

お話がありました今後見込まれる大型事業ですけれども、当然、その辺を視野に入れまして運営していかなければならないというふうに思っております。必要以上に削減したり、いろいろなことをしているわけではございませんので、今までの努力の中での人件費、扶助費等の減というものもありますし、問題は、いかに普通建設なり市民生活向けの事業費を確保するかということですので、今後ともそれに向けて努力をしまいたい、このように考えております。

○北野委員

この中で、扶助費が大幅にマイナスになっているのは、今回の見直しでどういうものか、具体的な事業名を明らかにして説明してください。

○財政課長

今回の見直しで扶助費が減りましたのは、あくまでも13年度予算をベースにしてスライドさせることを基本といたしまして、その中で、12年度から13年度にわたるときに、医療助成関係ですとか助成関係の扶助費というのが13年度の関係でかなり落ちてきてございます。それは、一時的な現象として、例えば重度の医療助成というのが介護保険の方にかなり移行しているということもございまして、そういう意味で扶助費関係が13年度予算ベースでかな

り落ちてきているのが基本的な大きな要因でございます。

しかし、その他の、例えば保育所の入所関係の経費ですとか、その辺は余り大きくは変わりませんので、一般的には、その辺が一番大きな原因です。

ただ、これにつきましては、今後の動向によっては、いろいろな情勢がございまして、どういうふうに出てくるかわかりませんので、あくまでも今のペースで考えますと、こういう形ということでございます。

○北野委員

冒頭報告で、21世紀プランの事業の関係も触れていましたよね。そうすると、ここで言う普通建設事業費が落ち込んでいるのは、21世紀プランの第1次計画に載っていたものを2次計画で落としてしまったということがあるのではないかと。財政当局の話で、2次計画にうたわれているものをカットしたわけではないということだとすれば、1次計画で予定されていたものを2次計画で落として、財政支出を抑えているというふうにも考えられるから、これは企画部に聞いた方が早いと思うのですけれども、21世紀プランの1次計画と2次計画の関係で、財政を落とす上であなた方が協力したと言ったらおかしいけれども、やむを得ず、涙をのんで断念した事業というのは何々ですか。

○（企画）濱谷主幹

1次と2次の比較についてでありますけれども、先ほど進捗状況でお話ししましたが、1次については93%の進捗率ということで、大きな事業についてはほぼ予定どおり進んでいるというような形になっております。

それで、2次につきましては、2次実施計画策定に伴って新たに出てきた新規の事業、そういったものを新たに加えているということで、1次のものを削ったというような形にはなっておりません。1次の中で実施できなかったものを引き続き2次の方に引き継いでやるものも何点かございますけれども、1次を断念して2次に載せなかったというものは、大きなものではございません。

○北野委員

そうしたら、そのまま移行したけれども、予算はつけなかったと。横線を引いて予算措置はしていないということで財政に協力したのでしょうか。そういうふうに理解しておきます。反論があれば、財政部長、どうぞ。

○財政部長

実施計画をごらんになっていただければわかると思いますけれども、金額が出ているものは3カ年のが全部入っています。金額が出ていないものは、これから調査費なり金額をつけていくのですが、ごくごく少ないと思います。ほとんど大半は金額で分けています。

○北野委員

こんなに普通建設事業が減っているのです。どうもこれは納得がいかないですね。

もう一つは、その他なのですが、歳入の方でも歳出の方でも、その他の予算の総計が大幅に落ち込んでいるわけですが、関連があると思うので、この理由を歳出歳入それぞれお答えください。

○財政課長

歳入歳出とも、その他の区分に入りますものの中で一番大きいのは、歳出の方で言いますと貸付金でありまして、歳入の方で言いますと貸付金が入ってくる元利収入という形になります。このあたりは、先ほどもお話がありましたけれども、制度融資等の関係で、12年度から13年度あたりで相当予算もつけてございます。その関係の数字の影響がまず一番大きいということになります。

それから、その他の中のほかの要因でございまして、例えば歳出の方で申しますと、物件費とか維持補修、あるいは補助費などがございまして、この辺につきましては、基本的には13年度予算をベースにしておりますので、それほど大きくは変わりませんけれども、例えば補助金などで申しますと、今、債務負担で予定していますものが年度の終了によって減っていくというようなものは考慮してございますが、その他のものについてはそのままとい

う形にさせていただきます。

それから、戻りますけれども、歳入の方では、もう一つ、12年度の場合には、11年度からの繰越金が9億円ほどありますので、それを計上してございますが、13年度以降はそういうものは計上してございませんので、そういうものもちょっとずれてきているということでございます。

○北野委員

バランスシートについて

先ほど課長から説明があったのですけれども、そもそも旧自治省が昨年3月にバランスシートをつくるように地方自治体を指導したというのは何が動機なのか。

○財政課長

3年ほど前からだと思うのですけれども、一般市民、国民の方に対して自治体の財政状況がどうもわかりにくいという議論がある中で、企業会計方式というものの一つの手法ではないだろうか。私ども行政が今やっております予算・決算の仕組みの中で財産の把握というのが非常にわかりにくいというご指摘をいただきました。そういうことから、こういう企業会計方式、貸借対照表というものを取り入れることによって、その辺が見えてくるのではないだろうか。その辺の議論の中から、旧自治省が、ある程度の指針といいますか、方針を示した方がいいのではないかとということで、省内に研究会をつくって進めたということでございます。

○北野委員

結局、2枚目にあるバランスシートは、旧自治省の指導というか、基準に基づいて積み上げてつくったものですよ。けれども、説明があったように、企業会計が入っていない。それから、特別会計でも国保が入っていないということでしょう。小樽は交通の企業会計はないのですけれども、地方自治体全体で赤字になっているものを抱えている自治体も多いわけです、事業の関係で

そうすると、一番金額の大きい、しかも赤字を生み出す要因というか、不良債権を抱えているのが非常に大きい企業会計を計算に入れていない。将来は入れるかもわからないけれども、今の時点で入れないで、地方自治体の財政状況がわかりづらいとかなんとかということで、通常の企業がやっているようなバランスシートをこういうふうに出すこと自体が誤解を招く原因になるのではないかとと思うのですけれども、どうですか。

小樽のものを見ても、病院が入っていないし、水道は入っていないし、国保は入っていない。そういうもので、こういうバランスシートを公表するかどうかは別だけれども、一般市民がわかりづらいからということで、実はこうですよと見せれば誤解を招くと思うのですが、部長、いかがですか。

○財政部長

最初にお断りしましたように、これは自治省の方式という形で、普通会計ベースということになっているわけです。ですから、全国の自治体がこれをもとに比較できるといいますか、参考にできるという中での普通会計ベースということなのです。

従来からの企業会計は、もちろん、企業ベースに合った形での貸借対照表の中で、病院にしても上下水道もやっているということで、これはこれで別に毎年お示ししています。皆さんから、44億円とか55億円とかという形でご指摘を受けていますけれども、それはそれで市民にお示しして、企業の状態を示しているわけです。

今回は、初めて、一般会計的なといいますか、そういうプラスアルファの普通会計ベースをお示したわけで、これで全部わかっていただくということは無理ですけれども、一定の公費の状況といいますか、数字から中身を推しはかるのはなかなか難しいのですが、そういう観点ですから、私どもが一般市民に説明する場合には、そういうことをきちんと念頭に置いて、これは何なのかということを知りやすく説明するような形をとっていききたいと思います。

○北野委員

もう一つは、先ほどの説明で、建設事業、公共事業で財産として形成されたものはここに出るわけですね。けれども、民間の会社の財産と違って、公有財産は、こういうバランスシートに載せたからといって、いざというときに処分できるものではないでしょう。そこが決定的な違いなのです。

だから、さっき話した病院だとか何かを載せないで、公有財産を普通の民間の財産と同じように処分の対象にして計算したって、比較にならないでしょう。結局、そういう事情を知らない人は、これを見て、流動資産の合計と流動負債の合計を比べて、小樽は大した経営状況がいいと思うかもしれない。こういうもので全国をトータルすれば、地方自治体の方は大したいいということで、地方に対する交付税額その他を削る、そういうことに誘導するものです、完全に。これも自民党の悪政です。

だから、選挙のときに、今年の3月か2月のことを振り返って、ちゃんと後援会に入って押してください。大した豊かになるから。億単位で削られて、黙っているなんていうことはないと思うのです。ちょっと会計に強い人だったら、バランスシートでここをまず見るのです。大した豊かだなと。人件費を削れ、職員を削れと、こういう議論に絶対なっていくのです。そういうようなことは全然想定していませんでしたか。

○財政部長

これは説明の中でもお話ししましたが、決して実態をつかむということではないのだと思います。ですから、要するに試みにしたという形で、自治省ベースのもので、どうなのだろうかということで、他市町村でもやっていますから、小樽市の場合はどうなのかということを試算して、お示しをしたら、こういう形になるということです。

だから、これが実態を反映しているとか、財産があるのだということには全然ならないのです。実態としまして、出した中で相当かけ離れている。ですから、おっしゃるように、売却する財産があり、遊休資産が勘定の中に入っているなんということは毛頭思っていないわけです。我々自身も、出てきた数字として非常に疑問に思っています。ですから、これ自体をもって何かをするということではありません。試しに試算したのが、こういうことですよということで、議会等々の要望も強いわけですから、お示した。

ただ、これを今後どういう形にしていくかというのは、各自治体で、今おっしゃったような形で、独自に、もっと企業会計に近い形で研究しているところもありますので、我々もそういうところを参考にしながら、取組を変えていくといいますが、いろいろな取組をしていかなければならない。これは一回出してみますと、確かに実態と離れているということは実感としてあります。

○北野委員

そうであれば、今日示されたばかりだから、僕らも詳しい分析はできませんけれども、バランスシートの上の方に余白いっぱいあるから、ちょっと上に上げて、下に、実態を反映したものでないとか、自民党政府のせいになったとか、書かないとだめですよ。そうでないと誤解を招きます。

それと、どうせ出すのだったら、企業会計の貸借対照表もあわせてつけてやらないと、これだけ見たら、絶対、小樽市は豊かだということになってしまいますよ。

だから、こういう誤解を招くものは、きちんとただし書きをつけて、誤解のないように、欄外でいいから、やってください。そのことをやらないで出したりしたら、それはあなた方の責任問題ですから、指摘だけしておきます。

国旗・国歌にかかわる調査について

次に、学校管理規則について説明があったわけですが、直接関係はありませんけれども、予算委員会で説明があったように、道教委から小樽市に要請があって、国旗・国歌にかかわることに絞った、過去3年にさかのぼった調査というのが依頼されて、市教委は校長にアンケートを渡した。ただし、いろいろ難しい問題があるから、注意事項を添えてやったということです。

私は、予算委員会で、今、日の丸・君が代の問題で、学校の中あるいは父母の中で意見が分かれて、今年の卒業

式、入学式はどうかと、いつもにも増して関心が高まっているときに、あえて、卒業式で一生懸命準備している学校当局にアンケートを示すこと、こんな調査を依頼すること自体、問題ではないかというふうに指摘したのですが、現状はどうなっているかということを報告してください。

○**学校教育部長**

私どもが道教委の調査を各学校に依頼した、このことについて、今、各学校から、混乱が起きているとか、そういったお話というのは聞いてございません。

ただ、予算特別委員会の中で北野委員からいろいろなことにつきましてご指摘がございました。例えば調査の期日といったことのご指摘もございました。そういったことにつきましては、私どもは、校長会に、調査期日については、いろいろと慎重に調べる必要もあるだろうから、それについてはもう少し時間をかけて提出するようにと、そういう旨の指導はしました。

○**北野委員**

もう少し具体的にわかるように説明してくれないですか。期日についてどういうふうに指導したのですか。

○**学校教育部長**

期日的なことで申し上げますと、実は、3月できるだけ早くというお話もございましたので、私どもは、3月14日と実は考えてございました。しかしながら、3月14日ということになりますと、中学校においては卒業式の前日ということ、あるいは進路の関係、その他いろいろ忙しい時期とふくそうしてまいりますし、この調査は正確さを要求されますので、さらに時間をかけて調査する必要があるだろうということで、それにつきましては、19日の週、ですから、二十二、三日ぐらいまでにご報告ということでお願いをしたところでございます。

○**北野委員**

そうしたら、指摘を受けて、卒業式が終わってからにして結構だと。卒業式で一生懸命やっているときに、余計な混乱するものを持ち込むのはよくないということで多少は配慮したということですね。

この調査自体は、私は、行政の不当な介入だと思うのです。だから、教育基本法で言っている不当な支配に屈してはならないという大原則に対する侵犯だと私は思っているのです。教育長はどう考えますか。

○**教育長**

教育基本法の第10条に、「教育は、不当な支配に服することなく」と定められておりますが、今回の地域集会は、教職員の勤務時間中に児童・生徒の手によって父母に配られたという非常に疑わしい事実がございますので、この調査を正確に実施したいと考えたもので、不当な支配云々の議論はなじまない、そういうふうに考えております。

○**北野委員**

予算委員会でも詳しく指摘しましたけれども、教師1人ひとりの実名を挙げて報告せいというのが道教委の指示ですよね。教育長からは、それにそのままストレートに従うものではない、個人のことは相当慎重でなければならないという配慮ある答弁もあったのですけれども、調査そのことが行われるということが広く知られた場合、学校の中で萎縮が起こると思うのです。このこと自体が圧力なのです。

だから、そういうことをしてはならないということなのですが、ある項目では、教育委員会が、地方分権で道教委の言いなりになっていませんということで胸を張って答弁されたこともあるわけですから、今回のことも拒否してよかったのではないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。制度上、拒否できなかったのですか。

○**教育長**

私どもは、日常の勤務の監督権がございますけれども、服務、勤務、採用、転勤、その他の権限は道教委にございます。適正な調査をいたしたいと最初にお答えして、その次の再質問に、厳正な態度で臨みたいと答弁し、それから調査依頼がございました。それは道教委の行政的な筋を通しての調査でございますので、私としては、厳正に、しかも正確に調査をして報告いたしたい、そう考えております。

○北野委員

PCB使用照明器具について

この1問でやめますが、PCBの問題について、市内の小・中学校の器具の交換の進展状況については先ほど説明がありました。

そこで、庁舎を管理している総務部に聞くのですけれども、つい最近、共産党の控室はPCBの蛍光管が入っているということがわかったのです。ところが、ほかの会派を調べたら、自民党はとうの昔に取りかえているのです。（笑声）笑い事でないですよ。だから、皆さんと逆で、僕らは市長に嫌がらせされたのではないかと思うのです、言うことを聞かないから。与党の自民党は優遇した、野党の共産党は見つかるまでほうっておけ、そういう態度で後回しにしたのでないですか。（発言する者あり）考え過ぎでない。説明してください。

○（総務）総務課長

そのような悪意は全くございません。対策にはタッチしてございませんけれども、庁舎の山側の部分というのは、中に耐震壁が入ってございまして、海側の方はそうではないのですが、そういった構造上の問題がございます。ですから、部屋と部屋の間だとか境目に耐震壁が入っている部分については、この間、部屋の天井の張りかえだとか電気の取りかえをやっているのですけれども、そういったような構造的な問題で、たまたま共産党の部屋の部分がちょっとできなかったということがあったようでございますので、それは時間等をかければできることで、それは細かくやらせていただきたいと思います。

○北野委員

それは容認できないよ。自民党だって山側だよ。だから、そういう点からいったって、同じ条件の議員の控室で、自民党の方はさっさと取りかえて、共産党は後回しだと。早速取りかえてください。

○（総務）総務課長

さらに調査して、できるだけ早急に対応させていただきます。

○北野委員

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

放課後児童クラブの窓口の一元化について

報告にかかわってお伺いしたいのですが、先ほど、放課後児童クラブの窓口の一元化について報告がありました。重複するところは避けます。

現状、3部門に分かれて、さきの報告では合計22クラブですか、実態別にどうですか。

○社会教育課長

市民部が2カ所、福祉部が2カ所、残り18カ所が社会教育部になっております。

○佐々木（勝）委員

それで、社会教育部に窓口を一元化したということの押さえなのですが、どういうふうに押さえているか。結局、社会教育部の方で数が多いから、そこに一元化したというのか、別な押さえがあるのか。

○社会教育課長

この窓口の一元化につきましては、二、三年前から議会の中でご指摘をいただきまして、私たち関係する部局の中で何回か協議を重ねてきまして、その中で、どこの部に移してもそれぞれ長所と短所があるという中で、最終的に、委員が今おっしゃられましたように、一番多くの箇所を持っていて、国や道の補助金の申請業務なども持って

いるということで、社会教育部の方に集約したということでございます。

○佐々木（勝）委員

課題が出ると思うのです。基本的に、今回、学校教育の中に社会教育が入っていくというのは、いわゆる学社融合ということで、学校教育と社会教育の融合というテーマがあるという話は聞くのですが、社会教育でタッチすることが学校教育の場面に入り込んでいくというか、それによる問題点というのが、学校運営上、勤務時間の問題とか、いろいろ出てくるわけです。

全道的に比べて、学童保育を社会教育で持っている分というのは小樽が一番だと思うのです。さっき岩見沢の例がありましたけれども、将来的に考えていって、地域の学校という考え方、ここをどうするのかということに関係してくると思うのです。そういう総合的なもので見ていかないと、数が多いからそこに移していく、協議する部分は3部門の間で協議すると言えども、最終的に持っていくところについて、さっき報告がありましたが、いろいろな課題が出てくるわけです。

だから、今、そこに集約をして、さっきの報告ですと、多少なりとも時間を増やすとか、受入れ体制をどんどん増やしていく、その条件下にある、それを学校教育部門でもらった、こういう報告でしたよね。

そこで、大事だと思うのは、後の質問にも関連しますが、学童保育も含めて、学校教育と社会教育が十分連絡協議をしながら、学校をどういうふうに生かして使っていくのか、こういうところの基本がないとならないというふうに思うのです。そういう面で、先の見通しを持って学童保育に向かっていく、こういうところをこれから協議していきますか。

○社会教育課長

先ほど来申し上げておりますけれども、あくまでも、私たちは、現在、学校のご協力をいただいて開設している。そういう中で、社会教育部に窓口を一元化しましたけれども、私たちも、前から、理想は、学校に比較的近いところで、学校以外のところで開設できれば一番いいというぐあいに考えてはいるのですが、現実の問題として、なかなかそういう場所が確保できないという中で、今のような状況にあるということです。

あくまでも、学校の協力が得られる範囲でやっていくわけですが、いろいろと状況が変わってまいりまして、仮に、クラスが2クラスとか3クラス、4クラスになる、そういうような状況になっていくのであれば、これは学校ではできないのではないかと。そういうことになった場合には、地域の学校外のところに今後設けていくということで、先ほど申しました3者の連絡会議の中などで協議して、そういう方向に進んでいくべきだと思います。

○佐々木（勝）委員

そういう面で、総合的に見て、要望があるから学校の中にどんどん増やしていくということは慎重にしなければならないというふうに感じます。

21世紀プランについて

次に、21世紀プランの第2次実施計画の4ページのところに、こういうくだりがあります。「検討を要する主な施策・事業などの取扱いについて」ということで今後、具体化が図られた時点で計画の推進に当たるというくだりがあるのですが、この中で、「検討を必要とする施策・事業には、中学校適正配置計画に基づく用途廃止後の中学校の跡利用、平成14年に市制80周年を迎えるにあたっての記念事業などがあげられます」ということで、「など」がついているのです。これは紙面の都合か、まだはっきりしていないのか、どういうことなのか。「など」というのは具体的にどんなものがありますか。

○（企画）濱谷主幹

この「など」でございまして、いろいろあるかと思うのですが、例えば、現在、建築都市部あるいは土木部なんかで検討が進められておりますオタモイ住宅周辺環境整備の関係ですとか、ああいったものも、具体的な事業内容が出てくれば、その時点で計画に載せていく、そういったようなものでございます。

そのほか、経済部関係では、地場産業振興の関係で、今回、13年度事業で新たに何点か事業が出てきましたけれども、ああいったような形で将来的に出てくる可能性もありますので、そういった時点でこれに反映する、そういったような含みの「など」であります。

○佐々木（勝）委員

「など」についてはわかりました。

それで、跡地利用だとか、その部分について、先ほどの質問とも関連するのだけれども、とっばらってしまって何かするということもあるのだろうけれども、この跡利用は総合的に考えていくのだろうというふうに思います。

もう一つは、平成14年に市制80周年を迎える、その前の13年度ですから、14年における80周年に向けた記念事業の問題なのだけれども、さっきのお話とも関連するのですが、ずっと予算が切り詰められて、当初予算でそれをしていくというのか、ある程度の具体的なスケジュールといいますか、いつ、どこで、何をどうするというあたりの見通し、この辺はどうでしょうか。

○総務部長

14年に市制80周年という節目の年を迎えるわけですが、以前、70周年のときにもいろいろな事業をやった経過があります。もちろん、やる段階では、庁内だとか民間の関係団体の方々からいろいろなご意見を聞いて、どういうふさわしい事業があるかということをもとめ上げていこうと思います。

そういう中で、こういう厳しい状況ですから、なるべくお金をかけないで、多くの市民の方々が参加して一緒に記念事業を祝っていただけるようなものにしていきたいと思っていますので、その件については、なるべく今年の年末近くまでに、原案というか、そういうものをまとめ上げて、14年度の新年度予算のときにある程度の概要を予算として計上できるかどうか、その辺も含めて、タイムリミットとして今年中には、ある程度の、どういうものを作るかということについて検討していきたいというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

まとめ上げる方法、手段等については、市長が常に言うように、市民参加の計画というような形になるのだろうというふうに予想していますが、その持っていく方といいますか、どのようになりますか。

○総務部長

この件については、例えば、市民と語る会とか、ほかの団体として考えられますものは、社会教育の関連団体とか、高齢者の団体とか、いろいろありますので、その折に話を出してみて、いろいろなご意見をお聞きしながら進めてということになっております。

○佐々木（勝）委員

そこで、このごろ新聞にいろいろと出ておりますけれども、子供の声なり意見なり考え方、こういうものを結構取り入れた進め方ということがありますね。そういうことで、今言ったように、従来型の発想の転換をして、企画の段階から、より実りある事業を計画していただきたいというふうに思います。

生涯学習について

次に、社会教育の関係で、18ページに盛られています内容で、「はぐくみ 文化・創造プラン」の「生涯学習」、こういう展開があるのですけれども、一つには、学校教育との関係の学校教室の開放の問題、それから生涯学習広場の問題、この二つがあるので、その二つについて質問します。

1点目は、生涯学習広場の拡大ということで、「市内を13ブロックに分け、地域における生涯学習拠点づくりの推進」ということで、13年度で90万円の予算、こういうふうになっています。その事業内容について伺います。

○（社教）渋谷主幹

生涯学習広場の事業内容でございますが、この生涯学習広場は、平成6年度から、市内を13ブロックに分けて、各地域で学校をお借りして設置いたしまして、市民の方々に集まっていたきまして、市民に人気のある講座

といいますが、生涯学習へのきっかけをつくっていくという意味合いでございますので、市民の方々が取り組めて、喜ばれる講座ということで開設してございます。

○佐々木（勝）委員

今、学校を利用してというふうに言いましたね。実際には、13ブロックという分け方について、現状はどういうふうになっていますか。どういうふうに進めているのですか。

○（社教）渋谷主幹

学校をお借りしている状況でございます。

13ブロックの分け方でございますが、市内の地域の設定につきましては、地域のまとまりや地域性、連合町会、市P連のブロック、連合町会の範囲、小・中学校のつながりとか、集会への利便性といいますが、交通機関で行きやすいところか、そういった地域性を主に考慮して決めたものでございます。

○佐々木（勝）委員

実際の活動といいますが、やっている実態ですが、13ブロックが一斉に動いているということですか。今、実際にはどのぐらいの。

○（社教）渋谷主幹

12年度の開催状況ということについてお答えしたいと思います。平成6年度から順次開催してきてございます。開催順序は、生涯学習の機会について、利便性といいますが、施設を利用しにくい周辺の地域からということで開催して、平成6年度から、モデル地域として銭函地域と高島地域を実施してございます。その後、順次開催しております。12年度の開催地域は、銭函地区、高島地区、蘭島地区、朝里地区、塩谷地区の5カ所でございます。ただ、このほかに、東小樽地域を11年度に1度開催した経緯がございます。そういうことで、実績のあるのは6地域でございます。

○佐々木（勝）委員

あとの7地域はこれからということですね。

私がこれを受け取ったときには、生涯プラザが結構活用されて、申込みも多いとか、なかなか利用できないということで、私の聞いている範囲では、赤岩が講座を持って、そこでやるというふうに受けとめたものですから、生涯プラザの活用が足りないということで、地域にどんどん伸ばしていこうという生涯学習の方からの発信なのです。そうすると、やるメニューなんかもこっちから全部持っていかなければならないのですか。

○（社教）渋谷主幹

1回目、2回目は、予算につきましても私どもの方で持っているものですから、メニューにつきましても、実行委員会の中で、人気のある種目といったことで、講師もなるべく地元からというふうに考えてございますので、その中で決めてございます。

ただ、あと、自主開催になってきていますけれども、今、現に4カ所は自主開催ということでやっていますので、そうなりますと、もっと人気のありそうなものとか、これは余りそうでもなかったからやめようとか、地域の実行委員会の中で検討しながらメニューを設定している状況でございます。

○佐々木（勝）委員

この問題の最後になりますけれども、結局は学校を利用するのですよね。学校を利用してということで、さっきのことと共通する部分があるのですが、結局は学校を利用している。よく言われるのは、町内会館とか、そういうたぐいの会館がありますが、そこを利用してということにはならないのですか。

○（社教）渋谷主幹

地域で利用するのも一つの方法かと思いますが、13ブロックに分けますと、かなりの人数になります。1回の参加申込みが100名以上ということになりますので、町内会館では少し手狭ということと、お葬式が入ったり、

電熱を利用するような工作物も結構ございますので、そうなりますと、町内会館ではとても対応できないということで、今は学校の午前中をお借りして実施しておりますけれども、そこその事情によりまして、今度はコミュニティセンターを借りてやってみようかとかということもございます。

現に、高島地域の方は、それからさらに発展しまして、何講座かはもう既に町内会館で別個な形の学習活動ということで地域の皆さんが独自に取り組んでおりますので、初めはお借りしますけれども、それ以降は少しずつ変わってきておりますし、今後もそういう形になるのかなと思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう意味では、学校が便利でしょうが、そのときに、そのこのところについてその学校なりと十分話を進めていかないと、問題が派生して、違う方に向いたら困ると思います。いい意味では、これからの学校のあり方というか、地域の中でのあり方というのは、全体ではなく、範囲があると思うのです。そういう面で、学社融合という言葉がありますから、そこあたりも見越した中で進めてもらいたいというふうに思います。

○（社教）波田主幹

確かに、学校と限定したものではございませんが、学校の生徒さんも参加していただいたりしてございますし、私どもが何回か拝見している中では、非常に和気あいあいと楽しくやっております。学校は地域の拠点的な施設ということもございまして、地域の皆さんも、1回目、2回目は学校でという意向が強うございますけれども、今のことも十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう面言えば、学校は地域の中で大事なものだ。だから、機械的とは言わないけれども、簡単に、学校をまとめて減らすとか、切るとか、こういうことであってはいけないというふうに思っておりますから、学校を生かして進めていただきたいというふうに基本的には考えておりますので、その辺のところはまた別な機会に観点を変えてやりたいと思います。

教室開放について

もう一つは、教室開放の問題です。この実態はどうなっているのでしょうか。

ここに書いてある内容からすれば、「学校教室の開放」という言葉になっているのですけれども、中身を見ますと、「小学校の特別教室や余裕教室の夜間開放による文化芸術団体の活用などの促進」と。こういうことは現状でどうなっているのかということと、その発展というか、学校開放の拡大ということで推進していく、こういうふうにとらえていいのかどうか、伺います。

○社会教育課長

現状から申し上げますと、現在、文化系の団体に対します学校開放といたしまして、量徳小学校と稲穂小学校を開放しております。量徳小学校につきましては月曜日から金曜日まで、それから、稲穂小学校につきましては火曜日と金曜日の2回ということで、時間帯といたしましては、夜の6時から9時までの3時間ということになっております。

そんな中で、開放施設としては、委員からも今ご指摘がありましたけれども、例えば視聴覚室とか音楽室とか家庭科室をお借りして開放しているような状況です。毎年、年間1万人ぐらいの方が利用しているというのが実態です。

今後、それを拡大していくのかどうかということですが、一つには、利用される文化団体の方のニーズとございますか、利用される方がどの程度ふえるかということにもよるのかと思いますが、そういう方がどんどんどんどん増えてくるのであれば、私どもも、学校関係者のご協力を得るとか、学校の方ともご相談をして、ご協力の得られる範囲で対処していただくように持っていきたいと思っております。

現時点では、今お話をいたしましたように、量徳については月から金までやっておりますけれども、稲穂の方は、

火曜日と金曜日の週2回の開放で、間に合っていると言ったら適切な表現ではないかもしれませんが、利用していただいておりますので、今後につきましては、利用者の動向といたしますか、それを見て判断していきたいと思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう面では、これを利用するようにというような発信といたしますか、常時、使う希望があれば申し出てくだされいということなのか。

○社会教育課長

周知の方法ですけれども、毎年、6月と10月の2回に分けて、半年分の申込みを受けて、半年間をつかんで開放しているものですから、そういう意味では、年度当初と秋の9月ぐらいに募集をするということで、広報「おたる」を通して募集しております。

あと、何かの都合で、もし年度途中からでも申込みがあれば、それは受け付けてご利用いただいております。

○佐々木（勝）委員

一つ気になったのは、特別教室の視聴覚教室を使うとか、音楽室を使うということで、学校にある楽器や調理用具というものを使ってやっているのですか。

○社会教育課長

道具といたしますか、例えば音楽などの場合の楽器類は、全部、自前というか、自分たちで持ってきて、学校のものを使っておりません。場所だけお借りしているということです。

○佐々木（勝）委員

今後の成り行きを見守りたいというふうに思います。

交流つながりプログラムについて

次は、14ページにある交流の関係です。

14ページの創造プログラムのところの交流つながりプログラムですが、2点に分けます。1点目は国に関する問題の質問です。

一つには、ここに言う交流つながりプログラムの中で、「外国人受入環境の整備」ということを挙げています。中身を見まして、受入れ体制の充実を拾いますと、英文情報誌、ホスピタリティ、そして入浴マナーの啓発ポスターの作成、こういうくだりがあるのですけれども、受入れ体制の充実という部分をもう少し説明してください。

○（総務）竹内主幹

外国人受入れ環境の整備でございますが、ここに書いてございます受入れ体制の充実につきましては、小樽市を訪れる外国人の方、また、市内に在住の外国人の方々が過ごしやすくなるようにということで行っている事業でございますけれども、例えば、英文による情報の提供、外国人の方々と交流を進めてもらうための会話集の作成など、そういうことをやっております。

その中で、小樽市内で外国人入浴問題がございましたが、日本での入浴マナーをよく理解していない、そういうことが発端となって起こったということでもございましたので、これにつきまして、入浴マナーをよく理解してもらうためのパンフレット、ポスターを作成するということで載せております。

○佐々木（勝）委員

そういうことだろうと思うのだけれども、外国人受入れ環境の整備ですから、総合的にやっていく必要があるのだろうというふうに思います、全体を網羅しているわけですから。そういう点では、外国人受入れに対しての環境整備というのは、相当の経費と人、こういうものが要るのではないかという感じがするのです。お題目だけに終わっているという感じがするのだけれども、具体的には、その辺はどういうふうになっていきますか。

ということは、外国人受入れを含めての交流プログラムのところで、具体化を図るための庁内体制というのか、

国際交流の関係では竹内主幹一人なのでしょう。これを総合的に強化してやっていくということになれば、相当スタッフが要るのではないかという感じがするのだけれども、その辺がちょっとあるのです。

○総務部長

外国人の受入れ関係につきましては、多方面から対応しなければならぬと思うわけですが、文化、経済とか、いろいろな面での受入れというか、そういうものが必要だと思いますので、それぞれのセクションごとにいろいろな対応は考えておりますし、観光の面でも、今盛んにふえてきている中国、台湾、そういう観光客の受入れの関係とか、そういうソフトの面でなく、ハードの面でも、例えば、宿泊施設だとか、ホテルの対応ということで、言葉のわかる対応をしてもらうような案内だとか、そういうものをしてもらうような対応とか、それから、経済の面でいけば、港湾振興に向けた交流の面から、外国人関係の受入れ交流というものも盛んにしていこうというのも大きなテーマだと思うわけです。

そういう中で、私たちの総務部で対応しておりますのは、国際交流といいますか、姉妹都市とか、そういうことに絞っている面がありますので、そういう面でセクションが一つですが、多方面にわたって関連があれば、いろいろ連携をとってやっていきますので、そういう面では全庁的な問題でないかというふうには思っております。

○佐々木（勝）委員

この項の最後の質問になりますけれども、外国人入浴問題は一般質問で多少やりましたが、現状は、裁判問題になっているということです。

そこで、私も前から気になっている部分なのですが、（仮称）人権問題懇話会を去年の段階で立ち上げるように聞いていました。今の入浴問題は竹内主幹の国際交流のところでやっているのだらうというふうには思うのですが、この（仮称）人権問題懇話会を立ち上げる経緯と現状はどうなっているか。

○（総務）竹内主幹

昨年夏ころに出ました人権問題懇話会のお話でございますけれども、これにつきましては、委員がおっしゃっていました外国人入浴問題、これから出てきたものでございまして、この問題につきましていろいろ協議をしている中で、仮称でありますけれども、人権問題懇話会の設立などについても検討してはどうかということがありましたので、検討を開始したところでございます。

これにつきましては、庁内の関係者が集まりまして、いろいろ協議しておりましたけれども、人権問題となりますと、外国人のみならず、児童であるとか女性であるとか、そういう幅広い人権も大切にしていかなければならないということになりまして、この懇話会の目的であるとか性格づけ、それらについてさらに検討しなければ、立ち上げが難しいのではないかなという状況になってございます。

○佐々木（勝）委員

難しいというのは、いろいろな要素が絡むから、庁内で検討した結果、やめるということですか。今後どうするかということがあるのですが、庁内で、竹内主幹が扱っている問題ではないことは間違いありません。だから、派生して、その組織づくりなり、懇話会づくりを急がなかったらならないのではないかなと思うのですが、その辺の受けとめと、今後、この懇話会はどういうふうにするのか。これは総務部に関係すると思うのです。

○総務部長

入浴問題が起こりました経過から、確かに、人種差別とか、そういう面があるという考えもありまして、総務部だけでは進められないことだろうということで、人権問題とか、入浴にかかわる施設の関係だとか、そういう関係の部の担当課長が集まりまして、打合会議を持って、現状も継続しております。

そういう中でいろいろ検討しているのですが、実際に懇話会をつくるという段階で、今、担当主幹からも話がありましたが、その折にも、庁内の打ち合わせだけでなく、関係者の意見も聞いたみたわけですが、例えば、大学の先生とか、そういう運動をしている方々のお話とか、いろいろ聞いたみたのですが、人権問題という

ことになりますと、どうしても幅広くなるということがありまして、例えば、小樽市で問題になっている入浴問題そのものの焦点がぼけてくるのではないかというか、それ以上の範囲に広がってしまうのではないかと、いろいろな意見もありました。

また、そういう懇話会をつくって検討していくことも一つの方法だろうけれども、ほかにもっといろいろな方法はないか、そういう面のことを考えてみようということで、例えば、私たちが今計画しているのは、ポスターの作成そのものも、入浴のマナーというものに限らないで、一般の小樽市民が国際交流を深めていくために、どういふうに知識とか関心を持っていただくのか、そういう面の普及というものも必要だろうということを考えていますので、そういうポスター、チラシも考えてみたいということです。

それから、でき得れば、市民の関心を高めるために、専門家の講演会みたいなものを開いてみたりとか、そんなものを計画していこうかなというふうに思っているところでございます。

○佐々木（勝）委員

そういう面では、動きがあるように見えるような形でお願いしたいというふうに思います。

消防問題について

1月26日付けの新聞にも出ましたが、「小樽市内の独居老人 火災による死亡 2カ月間で3人犠牲 パトロールを強化」、こういうふうにして、独居老人に対する防災査察の問題が出ていました。期日は終わったわけですが、どのような状況なのか。特に私が気になっている点は、やることについては、大変すぐれていることだし、いいのですが、消防本部が一応やった。それから、この時期に消防団もそれにかぶせてやった。それから、福祉部関係は福祉部関係でやった。その動きの中でばらばらな状態が起きて、多少ハレーションが起きた状態も聞き及んでいるのです。やるのが悪いのではなくて、やるからには、十分共通理解を図った上でやる方がいいというふうに思っているものですから、パトロール強化月間を立ち上げて、現状はどういうふうになっているのか。

○（消防）予防課長

独居老人の特別査察ということでございますので、ご説明いたします。

昨年12月に独居の高齢者1名が焼死しました。その後、1月2日、24日と相次いで2名の方が亡くなっております。また、1月に入りますと火災が非常に多発しまして、消防本部では、福祉部などの協力を得ながら、市内の独居老人世帯などを特別に訪問し、防火指導を実施したところでございます。

1月25日から2月24日までの1カ月間をめぐり、65歳以上のお年寄り世帯など5,140軒、これは消防が日常行っております防火査察等で把握しております世帯数でございますが、これらに対しまして、この1カ月間で約4,500軒の世帯を訪問したところでございます。

火災についてはやや鎮静化の兆しは見せているところですが、この1月、2月の火災の発生は昨年同期よりも3倍近い件数である、こういうことから、現在も引き続き独居老人のお宅を訪問して防火指導を実施するとともに、警戒体制を継続して実施しております。

○（消防）総務課長

今、予防課長の方から、消防職員が行いました独居老人などの査察件数を申し上げましたが、今回、先ほど委員が申されましたように、消防職員のほか、福祉部との連携による民生委員、さらには消防団員も独居老人宅を訪問いたしまして、声かけ運動など防火啓発を行っております。民生委員が行った件数につきましては私どもは承知してございませんが、消防団は、この期間中、延べ1,486件の件数をこなしております。

先ほど委員の方から、今回の特別査察における反省点といいますが、いろいろな形で相互でやったのですけれども、共通理解の点がちょっと薄かったのではないかというようなご指摘がございました。確かに、今回の反省点になると思うのですけれども、地域の連携を一番必要といたします消防団が対象世帯の把握を行う際、分団の管轄に属しております町会、あるいはその上にある連合町会との連携が大変不十分であったというケースがございました。

この点につきまして、私どもといたしましては、先ほど委員からご指摘がございました反省材料として、共通理解がちょっと欠けていたのではないかというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

それでは、今、反省点も出ましたから、今後の対応と、反省点の中にあった連係プレーというのか、こういうことを組み合わせて、どうするのですか。

○（消防）予防課長

今後の対応につきましては、消防本部といたしまして、平常時から独居老人宅などの査察を全体的に行えるよう計画をしているところですが、このたびのように特別防火査察等を実施する場合には、関係部局とも十分協議しながら実施してまいりたいと考えてございます。

○佐々木（勝）委員

教育問題について

現状の日の丸・君が代問題や、いろいろな教育行政の問題も含めて、さっき出しましたけれども、非常に大事な点を確認されていないというふうな気がするものですから、教育基本法と行政という点で、特に教育基本法の第6条の押さえ、これについて伺います。

○教育長

第6条は学校教育ですけれども、第6条第2項では、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」とあります。

現在、国内のいろいろな場面で、この教育基本法が問題になって議論されておりますけれども、私ども教育行政に携わる者は、教育基本法が学校教育法やその他の教育関係の行政法律の一番中心であることを自覚して、基本法を守りながら仕事をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

それで、やや誤解される部分があるかなというのは、第6条に言う学校教育、公教育と言われますけれども、このところでは、学校は、教育を普及するために、社会が責任を持って設置すると。公というのは、国家や行政のことだけではない、そういうふうに押さえます。学校を公のものにするためには、開かれた学校づくりであって、地域の方たちの参加などによって行われる、そういう環境が必要です。国とか行政そのもののためでないというふうに押さえております。

それから、教育行政との関係で、先ほども触れましたけれども、第10条です。今の動きというか、全体の流れで見ると、10条で言うところの「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」という、その中身は、教育が、今で言えば時の政治的な力関係によって支配されるということは抑えていきなさい、そういうことだと思いますが、先ほどは不当な行為というふうに言ったけれども、今般、見る動きからすれば、相当の圧力といいますか、そういうたぐいのものが教育現場の中に入り込んできて、時の政治介入があるということから、行政の部分が強いというふうに受けとめるわけです。

教育長の方で先ほども言ったように、教育基本法のベースというものは尊重して行われているというふうに受け取るわけですが、その辺のところは、意外と知り得ていないというか、これは教育を預かる者についての憲法ですから、そこを十分に踏まえて対処していただきたいというふうに思います。

○教育長

学校教育法の2条に、公立小・中学校、高等学校の性格が書かれておりますけれども、公教育を実施する学校は、文部科学省の学校教育法、学校教育法施行規則など、省令とかいろいろな規則によって運営されております。その一つに学習指導要領があって、私どもは、学習指導要領に基づいて、国旗・国歌、その他、各教科での指導や学校

行事の指導が適切であるよう指導しているものでございまして、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○佐々木（勝）委員

最後に、10条の受けとめですけれども、しっかりともう一回確認します。

○教育長

「教育は、不当な支配に服することなく」という10条の精神は尊重されるべきものと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党。

○斉藤（陽）委員

小樽子どもの水辺協議会について

まず、小樽子どもの水辺協議会についてお尋ねいたします。

昨年11月7日に、北海道の方から、河川の指定といいますか、通知があつて、昨年12月5日に第1回の協議会が開催されたということは前回の本委員会でもお伺いしたのですが、おさらい的に、小樽子どもの水辺協議会の構成と現在までの進捗状況、また、どのような内容が検討されたか、お伺いします。

○社会教育課長

子どもの水辺協議会の関係ですけれども、委員が今おっしゃられたとおり、11月7日に設立を促す地域の選定を受けまして、12月5日に第1回の協議会を開催いたしました。

協議会の委員名簿ということでしょうか。

○斉藤（陽）委員

名簿という意味ではなくて、どのような方々がということです。

○社会教育課長

これは、国の方から、事業に当たり、こういう人から選びなさいということがありまして、一つは、教育関係の団体とか環境関係の団体、もう一つ、河川管理をしている部局、こういうところで委員を構成してやりなさいということで、私どもの方もそれにならしまして、三つの分野の方々に委員を委嘱いたしまして、協議会を立ち上げたところでございます。

それで、12月5日の協議会の中で、今後どのように話を進めていくかということで、アンケート調査を実施しようということになりまして、土現の方でアンケートの内容を決めまして、小学校の冬休みに入ったものですから、それが終わった中旬ぐらいから、アンケート用紙をお配りして回答をいただきまして、現在、小樽土木現業所の方で集計作業をやっているところでございます。

ちなみに、そのアンケートの数ですけれども、小学生で1,600人ぐらいの数でアンケートをとりました。それから、学校の先生が70人ぐらい、保護者の方から70人ぐらい、全部で1,750ぐらいのアンケートを集めまして、それを今、土木現業所の方で集約をしているということでございます。

○斉藤（陽）委員

ちょっと方向を変えまして、企画部の方にお伺いをいたします。

土木現業所の方で、今回の水辺協議会の対象河川といいますか、指定された中に入っているのは、朝里川、勝納川、蘭島川とあるのですが、一つずつ聞いていきたいのですけれども、まず、朝里川について、ワーキンググループといいますか、いろいろ活動されていると思うのですが、その構成と、グループの活動の進捗状況、また、検討内容についてお伺いしたいと思います。

○（企画）高橋主幹

朝里川のワーキンググループというか、ワーキングの進捗状況等につきまして、まず、構成につきましては、朝

里町会、新光東、西、南、朝里川温泉町会、東小樽町会、望洋台町会の7町会と、ふるさとの川づくりの会、まちづくりの会、温泉組合の3団体でございます。この10団体と市が中に入りまして構成してございます。

それと、進捗状況につきましては、平成12年10月30日に第1回のワーキングの開催ということで、現地調査と意見交換を行い、参加者は、事務局を除きまして、25名です。第2回を今年2月19日に開催して、上流、中流、下流の3ブロックの連合町会という形の中で、整備計画の案の検討に入っております。そのときには、模型などを利用して話し合いを進めたという状況でございます。

○ 斉藤（陽）委員

勝納川については、平成8年から、勝納川を考える会というのが設立されて、勝納川水系河川整備計画、これが11年11月に案としてまとまっている。こういうものが既にできているわけですが、こちらについては現在どうなっておりますか。

○（企画）高橋主幹

担当の土木部の方から聞いてまいりましたが、今の委員のお話のように、11年度中に整備計画案が策定されて、12年度から実際に河川の整備に入っている状況になってございます。整備の目標年度につきましては、17年度まで施工が図られるということで現在聞いてございます。

○ 斉藤（陽）委員

具体的には、護岸の改良といいますか、ひび割れしたところを直すとか、コンクリート護岸を植物で覆うとか、サケが遡上するということで魚道の設置、さらに、川岸に遊歩道を設置するというような内容で現在進められていると思うのです。

また、蘭島川についても、既にハードの面の河川整備という部分では終わったように伺っているのですが、蘭島川についてはいかがでしょうか。

○（企画）高橋主幹

蘭島川につきましては、今お話がありましたように、平成8年度から12年度で完了しているというふうに聞いてございます。

○ 斉藤（陽）委員

実例として例をお示ししたいのですが、一つは、実験河川という例であります。

これは、木曽川から水を引いて実験河川をつくって、そこで実験した。今は、コンクリートで固められた直線的な川が多いということで、澱みがなくなった。それから、澱みがないということから植物が少なくなり、魚などがすめなくなったということで、最近では、河川や湖沼の水辺が身近な自然資源として非常に注目されて、水の流れとか川の形が魚や植物にどのような影響を与えるかということについていろいろ関心が高まっている。

しかし、関心は高まっているのですけれども、科学的なデータが非常に少ないということで、実際にそのようなデータを集めなければならないということで、これは岐阜県の木曽川の例なのですが、一つには、湾処、要するに開口のある水がたまる場所、そういうところをつくっている。そういう場所というのは、稚魚の生育する場所であって、また、隠れ場所である。この湾処の形や水の循環の条件等をいろいろ変えてみて、生物の生息環境と湾処の形の関係を調べる。

それから、川岸の部分ですが、川岸は魚の産卵とか休息の場所として、非常に大事だということで、川岸のゾーン、それから、植物が繁茂する場所といいますか、植物が繁茂するためには、冠水頻度、要するに水がどのぐらいの頻度でかぶるかということが非常に関係があるそうでした、その冠水頻度の研究ゾーンということで、具体的に非常に専門的にデータを集めて研究されているということが一つあります。

もう一つ、市民参加の例なのですが、これは千葉県で、手賀沼という有名な沼があるのですが、そこで、手賀沼の浄化計画というのが立てられて、三つのゾーンがつけられている。

一つは、市民参加で水性植物を育成管理するような手づくりゾーンというもので、2,800平方メートルの区域で、市民が参加して水性植物を育てる。

それから、生物観察ゾーンの7,000平方メートルの区域については、観察する場所というものを決めて、そこでみんなで生物を観察しましょうと。

それから、9,300平方メートルという一番広い部分については、生物をただ黙って生息させるというか、手をかけない場所というものを設けたということで、そういうゾーンをつくって、沼の浄化と環境の利用を進めている。

もう一点、北海道の建設技術センターというところで、2001年3月ということで、最近出た資料なのですが、北海道河川環境研究会というところがつくった「川づくりのための魚類ガイド」、これにも、先ほどご説明しましたような湾処が重要ということが述べられているわけですが、こういったものも出ています。

こういうものを参考としまして、このような例を踏まえて、河川整備のあり方というものと、子どもの水辺協議会の体制、役割、機能、こういったものについていろいろ考えますと、まず1点目として伺いたいのは、子どもの水辺協議会の事務局というものがあるわけですが、教育委員会の社会教育の部分、それから、環境部局、河川部局の三つの部局がかかわっているわけです。国の方針としては、河川部局に事務局を置きなさいと言っているようなのですが、この点についてはどうでしょうか。

○社会教育課長

おっしゃるとおり、国の全国子どもプランの中のプロジェクトでは、事務局は河川管理者に置きなさい、こんなふうになっておりますが、小樽市の場合は、私たちの方からも働きかけている部分も結構ありますので、土木現業所と小樽市の双方が事務局という形で現在進めているということです。

○斉藤（陽）委員

ここで一つの問題といえますか、子どもの水辺協議会というものは、そもそも、子どもの水辺再発見プロジェクトというものがソフトの利用・活用の分野を担うということで、いわゆるハード整備といえますか、護岸工事とか何とか、そういった部分は含まないのだという考え方があります。

そうはいっても、ハードの部分が河川整備で決まってしまうと、ソフトの利用・活用という部分についても大枠が大体決まってしまうということがあると思います。子どもの水辺協議会はソフトの部分を担当のだから、ソフトだけ考えていけばいいのだということでは済まないのではないかという気がするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育課長

おっしゃるとおりだと思います。そういう意味では、今おっしゃってました子どもの水辺協議会の中で、アンケートをやったというお話をいたしましたけれども、そういう中で、使うと思われる方々のご意見といえますか、ご要望を入れるような形で、特に土木現業所の方は朝里川の整備計画をつくらうとしているということですので、その中にそういうものも盛り込んでもらう形で私どもも子どもの水辺を選定していこうと。そのかわりの中で、希望と整備と選定というのが結びついていくのかなと、こういうふうに思います。

○斉藤（陽）委員

当然、そういう河川整備の部分、朝里川ワーキングのような活動と連動していく必要があると思うわけですが、その場合に、先ほど挙げたような、かなり専門的な知識といえますか、スタッフといえますか、そういった部分が非常に大事になってくると思うのです。情報収集ですとか、各地の実例を調査したり、研究データを集めるとか、そういったためには、相当のスタッフといえますか、体制をとる必要があるのではないかと思うのですが、そういった部分について、子どもの水辺協議会の中でどのような体制がとられているのかということが心配だったのですが、いかがですか。

○社会教育課長

先ほど委員からおっしゃられた意味合いで、十分かどうかは別といたしまして、私たちもその辺のことをある程度考えまして、例えば、環境の部分であれば、商大にエコプランというボランティアの団体があるということで、そこから、学生さんですけれども、そういう方に委員になっていただいていますし、あとは、博物館の研究の専門家である学芸員の方、あるいは水族館公社に水性動物の専門家の方がいらっしゃるということで、そういう方にも委員になっていただいて、そういう方々のご意見をお伺いしながら進めていきたい、そのように考えております。

○ 斉藤（陽）委員

確かに、そういうご専門の方が入っていらっしゃるということは伺っていたのですが、いかにせん、本来のお仕事を持っていらっしゃるって、水辺協議会に出たときはいろいろなご意見とかがあると思いますが、年じゅうといいますか、事務局等として、ハード面の企画立案等も考慮に入れながら、どういうソフトの活用が必要かという部分については、体制強化といいますか、そういった部分をもうちょっと考えなければならないのではないかとこの気がするのですが、再度、いかがでしょうか。

○ 社会教育部長

子どもの水辺の関係で、私どもは、7月ぐらいをめぐりに、先ほど出ました河川が対象となりますけれども、その登録という大きな作業があります。その中で、今お話があった専門家の意見、これは大変重要な部分だと思いますので、今、課長の方から協議会の構成の話がありましたが、いろいろな部会とか、学生もそうですし、地域で活動されている方、あるいは学芸員の方もいますが、それで十分かどうか。

2回目の会議が、先ほど話に出ましたアンケート調査をやった結果を踏まえて、いろいろ議論していただくことになっています。その中で、今、全国的な事例のお話を興味深く聞かせていただきましたので、湾処とか、そういう問題についても、私の方からもお話をし、この体制に向かってできるのかと。即評価するかどうかは、既に組織がありますので、そういった皆さんの総意で決まってくると思いますけれども、場合によっては、委員ではないけれども、部外者からのより広い、あるいは深い意見を聞くということも大変必要なことであります。

いずれにしても、小樽らしい、小樽に合う水辺の創造を目指していく。そして、ハード面についても、これは河川管理者とコミュニケーションを良好にして要請をしていきたい、このように考えております。

○ 斉藤（陽）委員

国旗の掲揚について

通告していないのですが、事実関係だけお伺いをさせていただきたいと思います。

3月15日の中学校の卒業式での国旗の掲揚についてなのですが、ある中学校で、校長先生が国旗をステージに設置した、そしたら、別の先生がそれを片づけてしまった、そういった報道があったのですが、この事実関係についてはいかがでしょうか。

○ 指導室長

昨日行われました中学校の卒業式における国旗の掲揚にかかわるご質問でございますけれども、私どもは、学校の状況を校長から速報ということで電話で聞き取りをしておりますが、その中では、一たん掲揚したけれども、その場に設置したものがその後なくなっていたという報告は受けております。

詳細については、さらにこの後、調査いたしたいと思っております。

○ 斉藤（陽）委員

ちょっと意味がわかりづかったのですが、一たん掲揚したということは、卒業式としては掲揚されたということなのでしょうか。

○ 指導室長

聞いております内容では、来賓の入場とともに、教頭が国旗を持ちまして式場に入場してきた。式場に入りますと、本来の予定では、ステージの幕が閉まっていないはずなのですが、幕が閉じられていて、教頭の方では、その

幕の間をくぐって所定の場所に置いた。それで、幕をあけなければ卒業式が始まりませんので、あけようと操作に行った折に、設置した場所からなくなったというふうに聞いております。

○斉藤（陽）委員

始まる前に壇上に置いたけれども、始まったとき、幕があいてみたらなかったということは、掲揚はされなかったということでしょうか。

○指導室長

私どもといたしましては、学校として掲揚すべく行為に至ったわけですので、一時的にはありますけれども、学校として掲揚すべく努力したということで、掲揚というふうに思っています。

○斉藤（陽）委員

昨日、3月15日の本市の中学校の卒業式で国旗について掲揚された学校と、されなかった学校の数はいかがでしょうか。

○指導室長

掲揚した学校につきましては、17校中16校であります。掲揚されなかった学校は1校ということになります。

○斉藤（陽）委員

ということは、今の片づけられてしまった学校についても、この16校の方に入っているということですか。

○指導室長

入っています。その学校としては、その努力の中で、3階の方にも掲揚したいということで掲揚の努力があったということも伺ってありましたので、そういう面で、その1校も掲揚としております。

○斉藤（陽）委員

唯一、1校、掲揚されていないところがあるのですけれども、学校名を伺ってよろしいですか。

○指導室長

掲揚されていない学校でありますけれども、松ヶ枝中学校でございます。

○斉藤（陽）委員

以前、数年前だと思いますけれども、松ヶ枝中学校で、国旗の部分で同じような事故といいますが、そういう出来事があったということをお聞きしているのですが、それについてはわかりますでしょうか。

○指導室長

同様といいますが、幕の開閉というようなことを含めて、あったことは承知しています。

○斉藤（陽）委員

松ヶ枝中学校の数年前のときには、かかわった先生が処分を受けたというように記憶しているのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）総務課長

私も記憶が定かでないのですけれども、あのときは、混乱といいますが、式場で混乱があったということで、校長先生を含めまして処分という形になったと思います。注意、嚴重注意、訓告ということだと思います。

○斉藤（陽）委員

ということになりますと、今回の場合、片づけられてしまったという部分については、そういった処分等は考えていらっしゃるでしょうか。

○学校教育部長

今ご質問があったのは、前段の、ステージからおろされたという学校のことをおっしゃっているのか、松ヶ枝中学校の件をおっしゃっているのか、ちょっとわかりませんが、まず、松ヶ枝中学校のことにつきましてお話をいたしますと、詳しいことはわかりませんが、いずれにいたしましても、校長として掲げるべく努力したけれど

も、そこに先生方がいて、なかなか思うような形にならなかった。こういうことで聞いていますけれども、その行為がどういうものだったのか、まだ詳細には把握してございませんので、そういった処分の関係については、事実を把握してからということになります。

それから、前段の、おろされたという学校につきましても、同様に、まだ速報的にしか私どもは受け取ってございませんで、そこら辺の事実確認をきちっとして、その行為がもし問題になるようなことであれば、それは教育委員会にお諮りし、道教委に報告する事項に合致するものであれば道教委の方に報告する、ということになります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、自民党。

○横田委員

国旗・国歌について

私の方から2点お伺いいたします。

1点目は、今、斉藤（陽）委員も言っておられました卒業式における国旗の掲揚についてですが、斉藤（陽）委員の方から執拗な追及がありましたので、私の方は重複を避けまして、簡単にします。

斉藤（陽）委員の質問の中にもありまして、17校中16校が国旗を掲揚したということですが、今日の報道によりますと、実際に壇上に掲揚されたのは5校と出ていましたけれども、16とカウントした内訳といいたいまいしょうか、それがもしわかれば、お聞きをします。

○指導室佐藤主幹

掲揚の内訳でございますが、式場に掲揚ということで7校、掲揚塔が8校でございます。その他、屋上が1校となっております。

○横田委員

ちょっと報道と差がありますが、16校ということで、変な言い方をすると、胸を張って答えられたのですが、内容は5校あるいは7校ということですよ。

私は、昨日、校名を出さなくてもすぐわかると思いますが、問題がありました望洋台中学校の卒業式に参加させていただきました。話題になりましたので、各報道とかテレビカメラも入っていました。

その中で、国旗は壇上に揚がっていました。それから、国歌も、今日の報道にありましたように、歌詞の入ったテープですかＣＤですか、ちょっとわかりませんでした、流しました。児童は、当然のように、だれも歌っていませんでした。多分、わからないからだと思います。私一人、立って歌おうかと思いましたが、そういうわけにもいきませんでした。私は、国歌を座って聞いたのは初めてでした。ちょっと異様なといいたいまいしょうか、おかしいぞという感覚はありました。

我が党の主張としては、100%、掲揚し、国歌も歌ってほしいということですので、当然満足はしていませんけれども、小さな一歩を踏み出したのかなというふうには感じております。

この辺で、昨日の結果を踏まえて、教育長のご見解をお聞きします。

○教育長

中学校の校長先生の努力によりまして、16校ということで、実施率が大変向上したと受けとめております。しかし、実施の形態を見ますと、国旗の掲揚でも、式場と国旗掲揚塔といったような違いがございます。それから、国歌についても、テープによってメロディーが流れたというのが2校ということで、内容自体については、まだまだ努力をしなければいけないと考えております。

しかし、基本的に考えますと、先日もお答えいたしましたように、私は、国旗・国歌について児童・生徒に各教科で正しく教えられて、歌えるようになって、初めて実質的に定着するものと考えておりますので、行事における

そういう一步一步の歩みのほかに、基本の授業における指導に力点を置いて今後指導を深めてまいりたい、そう考えております。

○横田委員

先ほど申し上げましたが、掲揚塔の旗も雨ですぐおろしたというところもあったようです。そんなことも含めて、どういうものをカウントするのかということになるのでしょうかけれども、昨日、終わってから、校長、PTA会長、町内会長と懇談みたいなことをしたのです。

その中で非常に印象的だったのは、先生個々は非常にいい先生方だ、話もすればわかってくれるということなのですが、組織といいましょうか、組合員ですので、組織の指示をないがしろにできないというようなお話を校長先生は随分されておりました。ですから、現場では、いろいろ話し合いもされて、望洋台でも前日の夜遅くまでという話でしたが、やりたいのだけれども、やれないという部分があるのかなと思いますので、その辺は、校長会等でいろいろご指導をしていただきたいと思いますと思っています。

それから、PTA会長との話の中で、望洋台で例の問題があったときに、組合の分会長から電話があったそうです。話の内容はここでは差し控えますが、PTA会長は温厚な方なのですけれども、会長になって初めて電話で大きな声を出したということです。何を考えているのだと。公立高校の入試もあったときですので、生徒に対する配慮とか、そういうことは考えないのかということで、電話で大きな声で怒鳴ったというお話をしておりました。かねがね、保護者の皆様方の賛同を得てということをおっしゃられますけれども、現場では、そうでない部分が随分あるのかなということをお話の中で感じてまいりました。

今回のことについて、PTAあるいは子供さんの方から何かお話は上がってきていますか。

○指導室長

式が終わりまして、1校の式に参加していた方から、教頭が国旗を持って入場したことについて、一部それを阻むような行為があったことについては適切でない行為だということで、強い抗議といいますか、そういう点での苦情の電話をいただいております。

ほかのところでお伺いしているところでは、それぞれの学校で取り組んでいただいて、特別大きな混乱もなく終わったことについては、皆さん、喜んでいただいたというふうに考えております。

○教育長

先ほど、各教科における指導が基本であるというふうに言いましたが、その上に立って行事のことを考えますと、行事の前に、生徒あるいは父母に、今回の卒業式、入学式に当たっては国旗を掲揚し、国歌の斉唱をいたしますということを事前に指導することが大切であろうと思います。事前に指導しないで、式典でいきなりメロディーを流しますと、それをとめるという行為を誘発しますし、それまでの教職員の指導とか、児童生徒、父母へのお話の仕方ということが、今後、第二段階としてされるようにと。

また、幕が閉じてあって、幕の中で国旗がなくなったのは、だれという特定はもちろんできないわけですが、そういうようなことも、置けば式典ができるといったような校長の考え方も、ちょっとそこに不足があったのではないかと思いますし、まだまだ時間をかけて指導し、深めていき、その定着を図る必要がある、そういうふうに考えております。

○横田委員

校名を出してしまいますが、銭函中の話は、我が党の佐々木（政）議員が現場におりまして、一部始終を現認しておりますが、先ほどのご説明とは違ってのように私も聞いておりますので、またご調査の方をよろしくお願い申し上げます。詳細は、先ほど齊藤（陽）委員が質問されましたので、私たちは避けます。

それで、望洋台のことに戻りますが、例の、生徒の手を介してのピラの配付、これについては、先ほど北野委員からも調査のごことでご質疑がありましたが、これはあのままでいいのではないかというお話でしたが。

（「違う。予算委員会の話を聞いていなければだめだよ。生徒の手を通じてやるのはうまくないとはっきり言っているのだよ。」と呼ぶ者あり）

○横田委員

それは聞いています。そういうことを言っておられますが。

（「ちゃんと人の話を聞いていなければだめだよ。名誉毀損だよ。」と呼ぶ者あり）

○横田委員

北野委員も、生徒の手を介してピラを配付するのはとんでもないことだということを予算委員会で言っております。

それで、先ほどの調査の話になったわけですが、我が党は、不当な行為をした者を、調査もしないで、ほうっておくと、これはまた同じことを当然するわけです。ですから、厳正に調査をされて、当然、しかるべき処分をされるということを望みますので、先ほど、学校におろしている調査、これについて、20何日ということでしたけれども、これを厳正にやっていただくように希望いたします。

○教育長

先ほどもお答えいたしました、勤務時間内に児童・生徒の手を通して父母に地域集会の案内を出したということとは、やはり絶対にしてはいけない行為ですので、調査を厳正にいたしたいと思います。

調査は、校長によるもので、いわゆる職員1人ひとりに特定するということで、職員を付記いたしますけれども、調査の方法については、児童・生徒に聞いたり、お父さん、お母さんに直接聞いたりといったようなことは避けたいと考えておまして、先生方にお聞きをし、わからないものはわからないものとして残ると思いますけれども、あくまで、本人に確認をとるため、正確を期すために時間を要しますので、19日の週と部長が言いましたが、23日ぐらいをめどにまとめたいと。しかし、事実関係の認定においては、若干それが特定できないかもしれませんが、その努力をいたしたいと思っております。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○北野委員

私の名前が出たので、予算委員会と先ほどの件にかかわって発言しておきたいと思います。

我が党としては、教職員組合がどういう方針を持っても、その教職員組合が生徒の手を通じて行うということについては正しくない行為だということとははっきりしています。前からそういう見解を明らかにしています。

しかし、今回、道教委の依頼を受けて市教委が校長に渡したアンケートというやり方は適切でないという立場から質問をしているわけです。これは、前田委員が電話で聞けばいいのではないかとおっしゃったのです。だから、大したものと言ったのです。

校長は学校の実態についてはみんな承知しているのです。わからないなんということはないのです。だから、電話で聞き取りをして、違法な行為が行われていたら、どういう実態だったかということを幾らでも聞き取りできるのです。

それを、わざわざアンケートとして文書を出して、職員会議などで、全教職員に、こういうものが来たからということをはっきりと調査を開始するということは、今、国旗・国歌の問題で、学校の中はもとより、父母の中でも意見が分かっているわけですから、そういうときに、学校に余計な混乱を引き起こす行為に当たるし、先ほど教育長が引用された教育基本法の第10条の不当な圧力そのものに当たるというのが私の見解です。

だから、そういうことをきちっと整理して、先日も質問しているし、その上に立って、先ほども、時間の関係で簡略ですが、質問をさせていただいたわけです。だから、横田さんを初め、自民党の委員は、我が党の見解をよく知っていただきたい。共産党のことをよく知るのであれば、「しんぶん赤旗」を読んでほしい。後でお勧めに行きます。購読していただきたいということをお願いに行きます。

○横田委員

私も、昔、「赤旗」を読む仕事をしておりまして、大変貢献いたしました。

この質問はこれで終わります。時間がありませんので、次に移ります。

公共工事入札・契約適正化法について

財政になるのか、契約管財になるのでしょうか、そちらにお聞きます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これは平成12年11月27日に公布されました。略称が公共工事入札・契約適正化法ですが、この施行が本年4月からになっておりますが、これが施行されることにより、例えば、自治体でということが義務付けられているのでしょうか。ということが変わるのでしょうか。法律の専門的なことは私はわかりかねますので、簡略に、箇条書きといいいましょ、お示ください。

○契約管財課長

公共工事入札・契約適正化法に関するお尋ねでございますけれども、この法は、一部もう施行されている部分もあるのですが、4月から大半が施行されます。それに伴いまして、発注者としての地方公共団体、小樽市に義務付けられる事項としては、大きく分けて4点ございます。

いずれも工事に係るものですけれども、一つ目が、毎年度の発注見通しの公表ですが、これは、年度当初に年度の工事の発注見通しを公表して、少なくとも年1回の見直しを行う、そういうことになってございます。対象工事は、予定価格で250万円以上ということになっております。

2点目につきましては、入札・契約に係る情報の公表です。これまでも、入札結果等、一部公表を行ってきておりますけれども、その公表の範囲といいますが、項目が増えるということと、公表の期間が入札・契約に至ってから1年間ということと延びるということになってございます。

3点目は、施工体制の適正化ということがありますが、いわゆる丸投げ、一括下請が公共工事に関しましては法的に全面的に禁止される。あと、受注者、要するに業者側ですけれども、発注者に対する現場施工体制の報告が義務付けられる。小樽市としましては、施工現場の点検が義務付けられることとなります。

最後に4点目ですけれども、不正行為に対する措置ということで、独占禁止法違反の疑いが生じた場合の公正取引委員会への通知、あるいは建設業法に関する不正事実の疑いが生じた場合の国土交通大臣や知事への通知、これが義務付けられております。

以上の4点を今から小樽市が行っていくわけですけれども、道段階の説明会がやっと今週初めに開かれたという段階で、各自治体とも現在検討中です。小樽市も、現在、実施方法等、細部を詰めておりますので、細部が詰まり次第、順次実施していく、こういうことになってございます。

○横田委員

入札等々で、談合だとかいろいろな問題が出てきたということで取り組まれたものと見ています。農業土木だとか大きなものがありましたので、透明性といったものを確保するということなのかもしれませんが、この法律の中で、適正化の指針、ガイドラインといいいましょ、これが閣議決定されておりますけれども、これはどういったものなのか。これは法の5条の適正化の指針というのとはまた違うのですか。

○契約管財課長

適正化の指針についてでございますけれども、適正化の指針を定めるという法の5条に基づいて閣議決定されたものでございます。

○横田委員

内容をちょっと教えてください。

○契約管財課長

内容についてですけれども、すべての発注者に対して一律に義務付けが困難とされる事項について、一定の方向

性を示すという意味で策定されているものです。

適正化法よりさらに広範囲、細部にわたって定められておりますけれども、内容については、第三者機関によるチェックとか苦情処理の方策、あるいは入札・契約の方法の改善、工事の施工状況の評価、ダンピングへの対応、これらの項目について細部に定められてございます。

○横田委員

法律あるいはガイドラインに関しては、実際、文書がありますので、わかるのですが、議会なんかでも何回か出ているのかなと思いますけれども、入札価格の事前公表ということもあるのでしょうか、これについて、報道なんかを見ますと、恵庭、千歳なんかがやっておられる。そして、事前公表制に効果ありだとか、こんな報道もされているところですけども、他都市も含めて、入札予定価格の事前公表についてお答えください。

○契約管財課長

入札予定価格の事前公表につきましては、この数年の間に各自治体での取組が行われております。道につきましては、平成10年11月から試験的な取組が行われておりまして、平成12年度の入札制度の改善行動計画などで施行を決めて実施されております。

ただ、一定のデメリット部分も指摘されておりますので、道の方では、13年度についても試行を続けるということになってございます。

他市の状況ですけれども、これは国の方の調査ですが、道内で何らかの形で実施している市は12市で、全体の36.7%というふうになっております。委員がご指摘の恵庭とか、13年度からやっていくという市もありますので、今後、若干ふえていくのではないかと考えております。

○横田委員

今、事前公表によるデメリットのお話も出ましたが、通常、我々素人が考えるには、メリットは、透明性の確保といいましょうか、そういうようなことかなと思いますが、メリットとデメリットを整理してお願いいたします。

○契約管財課長

地域の実情によりまして、メリット、デメリットというのは違った形で出てくるというふうに考えておりますけれども、一般的に言われるメリットとしましては、予定価格をめぐる不正・不当な動きを防止できること、簡単に言いますと、業者の方で予定価格を知りたいという行為、行政側からすればそれを漏らすとか、そういうものが防止できるというのが一番大きいメリットとされております。

そのほかに、積算の妥当性の向上に資する、あるいは透明性の確保ということで、公共工事全体のイメージアップにつながるということ、また、これは地域によって多少差がありますが、予定価格に対する落札価格の率の低下が見込める、これがメリットとして挙げられております。

それに対して、デメリットとしましては、予定価格を示すわけですので、業者の見積もり努力、積算努力といいますが、それが喪失される。あるいは何らかの協定価格に利用されるおそれがある。あと、各市の実例としては、実際に行った当初はよかったのだけれども、だんだん予定価格直下への入札価格の集中がある。あるいは積算能力のない業者でも価格だけで参入してこられる、こういうようなことがデメリットとして挙げられております。

○横田委員

時間もないようですので、まとめますが、今、メリット、デメリットをお聞きました。法律もできて、他都市もやっておられる。多分、一番のメリットである、不正な入札を防止する、あるいは透明性を確保するということが大きくてやっているということだと思います。小樽市も当然これをやっていかなければならないことかなと思いますけれども、今言ったようにデメリットもあるということですので、いきなりというか、例えば、帯広市かどこかのよう、試行期間を定めて試行して、それから参加ということなのではないでしょうか、今後、小樽の事前公表の取扱いも含めて、入札の方法についてどうされていくのかということについて、部長、どうでしょうか。

○**財政部長**

今、予定価格の事前公表ということで質疑があったわけですが、先ほど答弁しましたように、メリット、デメリット、いろいろございます。そういう中で、道が試行的にやって、13年度もやる。今、委員がおっしゃったように、透明性の確保という観点から、全国的に、やる自治体が出てきているということもございますから、最終決定はまだしてございませんけれども、今月23日に工事委員会が開かれますので、その中で協議をしまして、私どもとしても、平成13年度、新年度の4月から工事の入札の予定価格の事前公表を試行的に実施していきたい。その内容といいますか、金額等のこともございますけれども、それらは工事委員会の中で最終的に協議をして、市長の決裁を得てやっていきたい、このように考えております。

○**横田委員**

何回も言いますが、発注者だけのメリットでなくて、受注するところのメリット、あるいはいろいろな問題もありますが、今のお話ですと、そういう点は洗われるということですので、双方のことも考えられて、進めていただきたいと思います。

○**委員長**

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時6分

再開 午後5時30分

○**委員長**

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党、横田委員。

○**横田委員**

自由民主党を代表し、共産党提案の議案第41号は否決、請願第42号の第1項は不採択、第2項については採択、陳情第54号については不採択の討論を行います。

議案第41号は、今定例会で3回目の提案であり、前回同様の理由で否決いたします。

詳細は本会議で述べます。

陳情第54号は、国旗掲揚、国歌斉唱の強制をしないことという願意は当然のことであり、我が党の主張もまさにそのとおりであります。趣旨説明中の「学習指導要領を根拠に強制されようとしています。」のくだりについては、我が党の判断と百八十度異なるものであり、否決いたします。

請願第42号の第1項は、日米安全保障条約違反に相当し、我が党としてはこれを認めるわけにはいかないため不採択。

第2項の「渉外知事会が求める地位協定の見直し、改定要求を真摯に受けとめ、早急に実現すること」、これについては、14都道府県の知事が賛成しており、我が党といたしましても、推し進めるべきだという考えから採択することに賛成いたします。

詳細は本会議で討論いたします。

○**委員長**

共産党、新谷委員。

○**新谷委員**

議案第41号、非核港湾条例に賛成の討論をいたします。

今までの討論の中で明らかにしていますけれども、東南アジアの平和の流れの中で、21世紀の新しい世紀に日本が真に平和の方向に進むことが国内外から求められています。それが小樽市民の強い願いであることは、非核・核兵器廃絶を求める広島、長崎からのアピールが10万通を超えたこと、また、非核・平和の市民条例を求めて運動が大きく広がっていることにあらわれています。

また、一時的であっても、市財政から3,700万円を持ち出し、幹部職員が張りつけられたということで、市政運営にも支障を来しております。岩国や三沢などでは、NLPなど米軍の住民無視のやり方に対し共同の抗議行動が起きていますが、国言いなりでなく、地方の意思をはっきり示すことが大切です。

住民の利益を守るのが地方自治の役割です。市民が望んでいるのは平和な商業港です。非核港湾条例の制定は、市に利益はあれ、何ら不利益はないはずで、賛成をお願いいたします。

それから、請願第42号、日米地位協定の見直しを求める請願の第1項目目ですが、日米地位協定により米軍はさまざまな特典を受け、優遇措置をされています。特に米軍基地の集中している沖縄では、海兵隊による野蛮な事件が相次いでも罰することができないのは、被害者にとってはもちろん、そうでなくても許しがたいことです。独立国であるならば、条約は対等・平等にあるべきです。

住民を苦しめているもとになっている日米地位協定の見直し決議が1,000を超えています。小樽においても、米空母の寄港は日米地位協定が根拠になっていますから、市民の安全を守る立場から、その見直しを求める請願は妥当で、採択を主張します。

それから、陳情第54号、国旗・国歌についてですが、今、中身に反対だとおっしゃいましたが、この願意は、国旗の掲揚、国歌の斉唱を強制しないということです。

法成立当時、政府は、強制しないと答弁しておりました。それを、文言がおかしいといって不採択を主張するのは、政府見解を超えた判断で、市民に対する重大な挑戦です。憲法第19条を重んじ、強制しないことにぜひ賛成をしてください。採択を主張します。

それから、請願第40号、通学バス代全額助成は、教育費の父母負担軽減と、児童・生徒を安全に通学させるということで、願意は妥当です。これも採択を主張します。

それから、陳情第2号、これは前回述べたとおり、採択を主張します。

それから、陳情第30号ですが、今、人種差別撤廃の問題で裁判になっていますけれども、21世紀プランでは、小樽市は国際都市として発展させる目標を持っています。この点で、市がイニシアチブを持って条例化を進めるべきだと思います。この陳情を採択して、小樽は本当に民主的な先進都市だということを全国に示していくべきではないでしょうか。

以上、採択を主張し、討論といたします。

詳しくは、さらに本会議で述べます。

○委員長

公明党、斉藤（陽）委員。

○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、議案第33号、議案第36号については可決、議案第41号については否決、請願第42号については、地位協定に国内法が優先する旨を明記することについては国際法上の問題があり、不採択、渉外知事会の要望については採択、また、陳情第54号については、後段に述べる理由により不採択、陳情第57号については採択、継続審査中の請願第40号、陳情第2号及び第30号については継続を主張いたします。

陳情第54号については、日の丸・君が代は国旗・国歌として国民の間に定着していること、国際的にも広く認められていること、昨年法的にも整備されていることから、適切な教科・単元の中で自国の国旗・国歌について考え、理解を深めさせ、他国の国旗・国歌をも尊重する態度を養うことは公教育の中でごく当然のことであり、公教育が

らの国旗・国歌の極端な排除はむしろ不自然であり、教育上、問題点と考えるべきであります。我が党は、国旗・国歌の強制は行うべきではないと考えますが、陳情の趣旨と認識が大きく異なるため、不採択を主張いたします。

○委員長

民主党・市民連合、佐々木委員。

○佐々木（勝）委員

議案第33号、第36号、第41号、これは賛成です。特に、第41号の条例案について討論いたします。

結論の方から行きます。

小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対して核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するとともに、核兵器廃絶・平和都市となることを宣言すると、明確にうたっております。

時間が推移した中でも、この小樽の核兵器廃絶・平和都市宣言を一層発展させ、現実にかつため、まず、ここに出されております非核港湾行政の推進に関する基本条例を定めることに賛成いたします。

それから、請願第42号の一部についても採択することに賛成いたします。

中身は、結論から言います。

日米地位協定の特に1項目目の第5条の問題です。第5条が米軍に与えているのは、艦艇について言えば、入港時の港湾使用料の免除と強制水先の免除だけであるというふうに理解しております。そういう面で、その他のものについては国内法に明記されているわけですが、今回、国内法が優先すると明記することは、公共の部分ではよりベターだというふうに思います。そういう面で、請願第42号については採択することを主張いたします。

それから、陳情第54号、第57号、どちらも採択を主張いたします。

特に、国旗・国歌問題は、先ほどもありましたけれども、強制に至らないということはおおむね了解を得ているというふうには思いますけれども、この陳情については、願意妥当であり、我が党としても、強制しないということに賛成で、採択といたします。

それから、継続中の請願について、通学バス代助成などについては、前回から引き続き、採択を主張いたします。

継続の陳情の銭函地区の問題、それから、人種差別に関する第30号については、どちらも継続ということです。特に、人権問題については、先ほどもやりとりさせていただきましたが、裁判問題になっていることと、現地に赴いてその動向を見ておりますので、その推移を見守るという点もありますので、この点については継続ということです。

詳しくは本会議で述べます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決をいたします。

まず、議案第41号、請願第42号第1項目目、陳情第54号について一括採決いたします。

議案は可決、請願・陳情は採択と決定することに賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決、請願・陳情は不採択と決定いたしました。

次に、請願第40号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、陳情第2号、第30号について一括採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第33号、第36号、請願第42号第2項目目、陳情第57号について一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案は可決、請願・陳情は採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。